

もくじ CONTENTS

[提言報告]
水戸市の中核市移行について1

連載 どうなる食・農・地域～農政記者から見た現状と課題
第5回 食料安保の行方59
農政ジャーナリスト 伊本克宣

[提言報告]

水戸市の中核市移行について

2023年3月

公益社団法人 茨城県地方自治研究センター

水戸市は2020年4月1日、中核市移行しました。茨城県地方自治研究センターでは、移行に関して水戸市へのヒアリングをはじめとした調査を行い、移行による効果や財政的影響、人材確保、施設整備等についてまとめました。2023年4月8日には、高橋靖水戸市長へ提言報告を行いました。

水戸市の中核市移行について

**2023年3月
公益社団法人 茨城県地方自治研究センター**

目 次

はじめに.....	1
I章 中核市移行に向けた取り組みについて.....	2
一「水戸市中核市移行の概要」に沿って—	
1 中核市移行に向けて	
2 中核市制度（割愛）	
3 移行により実施する事務	
4 移行による効果	
5 財政的影響	
6 人員の確保と育成	
7 執行体制（割愛）	
8 施設の設置	
9 移行に向けた推進体制（割愛）	
10 移行のスケジュール及びこれまでの主な経緯（割愛）	
II章 中核市移行による効果検証について.....	9
1 事務移譲による市民サービスの向上	
ア 特色ある施策の展開	
・動物愛護センター	
イ 健康危機への迅速な対応	
ウ 窓口の一元化	
エ 事務処理の効率化	
2 行政機能の強化	
・保健所設置	
・いばらき県央地域連携中枢都市圏	
3 職員の能力向上	
4 都市のイメージアップ	
III章 各移譲事務の実績及び効果について.....	12
1 移譲事務の実績及び効果	
結びにかえて.....	54

はじめに

2015年第1回水戸市議会定例会で市長が中核市移行を表明し、5年を経た2020年4月1日、水戸市は茨城県内初となる中核市に移行しました。この日予定されていた記念式典は、新型コロナウイルス感染症の拡大により残念ながら中止されました。県内で新型コロナウイルス感染が相次ぐ難しい局面での移行となり、高橋靖市長は「市民の生命にかかる健康被害に対して、保健所を中心にしっかりと対応していきたい」とコメントしました。

中核市移行により、事務移譲による市民サービスの向上をはじめ、行政機能の強化や職員の能力向上等様々な効果が見込まれましたが、地方自治研究センターとして中核市移行が2年を経て市民からどのように評価されているのか、実績はどうであったのかなど、その効果および検証を行うこととしました。

本来であれば、移行後2年を待たず昨年度調査研究を行う予定でしたが、世界中が新型コロナウイルス感染症の蔓延によりパンデミックを引き起こし、水戸市においても新設された保健所の職員が超多忙の中業務に従事しており、私どもの調査に対し十分な協力が得られる状況下にはないと判断し、1年先送りにした次第です。

本報告書は、I章で水戸市作成の「水戸市中核市移行の概要」に沿い、移行に向けた取り組みについて概観し、II章で具体的に中核市移行による効果検証を行い、III章で各移譲事務の実績及び効果について記載いたします。

I章 中核市移行に向けた取り組みについて —「水戸市中核市移行の概要」に沿って—

最初に、水戸市が作成しました「水戸市中核市移行の概要（平成2年4月改訂）」（抄）に沿いながら、中核市移行に係る取り組みについて概観していきます。

1 中核市移行に向けて

平成27年4月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、中核市の指定要件が人口30万人以上から20万人以上に緩和されたことにより、本市も中核市移行の要件を満たすことになりました。

本市は、この法改正を県都として、また、水戸都市圏発展のリーダーとして魅力ある都市づくりを次の段階に進める大きな機会と捉えております。

また、本市の歴史と伝統、芸術・文化、豊かな自然など、水戸ならではの個性を育み、まちの魅力を高めるとともに、市民サービスの向上を図りながら、あらゆる分野で市民が安心を感じられる住みやすいまちを実現していくためには、市の事務権限を拡大し、より一層、自主性、自立性を強化していく必要があります。

このようなことから、市民が誇れる住みやすいまちづくり、特色を生かした自立したまちづくり、選ばれる魅力的なまちづくりに向け、令和2年4月に中核市へ移行しました。

(1) 市民が誇れる住みやすいまちづくり

水戸市第6次総合計画に掲げる将来都市像である「笑顔あふれる安心快適空間未来に躍動する魅のまち・水戸」の実現に向け、県と市においてそれぞれ実施してきた事務を一体化することによる窓口サービスの一元化と迅速化、保健衛生事務の移譲による総合的な保健サービスの提供などの様々な市民サービスの向上を図るとともに、権限が増えることに伴い、市民との協働によるまちづくりを一層推進し、市民が誇れる住みやすいまちを目指します。

(2) 特色を生かした自立したまちづくり

中核市としての権限を担うことにより基礎自治体としての機能を高め、本市の将来都市像に向けた市独自の施策を幅広く展開するとともに、様々な行政課題に対しても市の実情を十分に踏まえた対応を行うなど、本市の実情に応じて自らが創造的な取組を行い、本市の特色を生かした自立したまちを目指します。

(3) 選ばれる魅力的なまちづくり

県内初の中核市になることで都市のイメージアップを図り、経済活動や観光事業など幅広い分野において、活性化につなげるとともに、移譲事務に係る新たな施策の展開によって都市としての活力を高め、多くの方から選ばれる魅力的なまちを目指します。また、県都として、水戸都市圏発展のリーダーとしての求心力を高めます。

以上のように、水戸市は中核市移行によるまちづくりの3つの姿を示しました。

2 中核市制度（割愛）

3 移行により実施する事務

中核市への移行により、民生行政、保健衛生行政などの幅広い分野において、数多くの事務を県に代わって行うこととなります。

移譲事務等の項目数は、法定移譲事務（移行に伴い必ず移譲される事務）に係るもののが2,026、法定外事務（法定移譲事務と合わせて行うこと等により効果を発揮できる事務）に係るもののが614になり、移行に係る全体の項目数は、2,640となります。このうち、保健所に係る項目数は1,589に及びます。

なお、これら県に代わって行う事務以外に、県と同様に実施するものとして、包括外部監査があります。

◆表2 中核市移行により実施する主な事務◆

分 野	主な事務	項目数		
		法定移 譲事務	法定外 事務	合計
民生行政	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳の交付・特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置認可等・保育所設置、幼保連携型認定こども園設置、障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者等の許認可等・母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付・社会福祉審議会の設置・運営・民生委員の定数の決定、研修・指導	551 (41)	14 (1)	565 (42)
保健衛生行政	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施・感染症の予防及びまん延の防止対策・飲食店営業等の許可等・浄化槽の設置等の届出受理・旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可等・理・美容所、クリーニング所の開設届出受理・薬局の開設許可、診療所及び助産所の開設届出受理・体外受精及び顎微授精（特定不妊治療）の費用助成・動物愛護事業の実施・未登録犬等の捕獲・抑留、迷い犬の飼い主への返還・畜場における家畜伝染病等の検査・保健衛生統計の実施・医療関係従事者の免許登録申請書受理・調理師免許証の交付	1,097 (1,004)	543 (543)	1,640 (1,547)
環境保全行政	<ul style="list-style-type: none">・ばい煙発生施設の設置等の届出受理・産業廃棄物処理業の許可等・廃棄物処理施設設置の許可等	222	57	279
都市計画・建設行政	<ul style="list-style-type: none">・屋外広告業の登録・屋外広告業を営む者に対する必要な指導、助言及び勧告	131	—	131
文教行政	<ul style="list-style-type: none">・重要文化財に関する現状変更等の許可等・県費負担教職員の研修	21	—	21
その他	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者が郵便等による不在者投票を行うために必要な証明書の交付	4	—	4
合 計		2,026 (1,045)	614 (544)	2,640 (1,589)

※ かつこ書き内の数字は、保健所で実施する事務に係る項目数を表します。

表2のとおり、これまで茨城県が担っていた2,640項目の事務事業が水戸市に引き継がれました。その内、保健衛生行政に関するものが約62%を占め、新たに水戸市保健所が設置されました。

4 移行による効果

中核市への移行により、事務の移譲による市民サービスの向上をはじめ、行政機能の強化や職員の能力向上等、様々な効果が見込まれます。

(1) 中核市への移行によって見込まれる効果

ア 事務の移譲による市民サービスの向上

地域特性や市民の声による特色ある施策の展開、県を経由していた情報を市が直接収集することによる健康危機への迅速な対応、県と市とがそれぞれ実施してきた関連性のある事務を一体的に行うことによる窓口の一元化等、個別の移譲事務において市民サービスの向上が期待できます。

イ 行政機能の強化

事務の移譲による権限の拡大や連携中枢都市圏の形成が可能になることにより、行政機能の強化が図られ、幅広く市民サービスを提供することができます。特に、保健所については、医師、獣医師、薬剤師、保健師などの専門職を配置するため、保健センターと一体となった総合的な保健衛生行政の拠点を形成することができます。その結果、保健、医療、福祉の連携の推進や健康危機管理機能の強化が図られるとともに、食品及び医薬品の試験検査や、生活衛生営業施設に対する監視指導等を実施することにより、衛生的で快適な生活環境の確保、さらには、保健サービスの総合的な実施による健康増進活動の支援を拡充することができます。

ウ 職員の能力向上

今後、県から移譲される多くの事務に対応し、様々な施策に取り組んでいくことにより、移譲事務に係るサービスを確実に提供できる能力、独自の施策を創造的に展開できる能力、幅広い分野において都市の魅力を高めることができる能力など、職員の能力向上が図られ、既存事業を含めた施策の強化が期待できます。

エ 都市のイメージアップ

中核市には、北は函館市から南は那覇市まで、知名度も高い58の市が指定されています。これらの市とともに、政令指定都市に準じた中核市として位置付けがなされることにより、都市のイメージアップが図られ、経済活動や観光事業など市全体の活性化にもつながることが期待できます。

(2) 事務の移譲による市民サービスの向上の具体例

ア 特色ある施策の展開

これまで、県が県内で統一的に行われていた施策に基づきサービスを提供していました。中核市移行後は、本市の特性や直接的な市民の声の反映、移譲事務と既存の市施

策との総合的な連携、さらには保健所関係許可・届出情報などの新たなデータの活用など、本市の実情を反映させた特色ある施策を展開することにより、きめ細かなサービスの提供ができるようになります。

イ 健康危機への迅速な対応

新型インフルエンザ等の感染症をはじめとした、市民の生命及び健康に重大な被害を及ぼす健康危機が市内で発生した場合、これまで県の判断に基づき対応をしていましたが、中核市移行後は、市が情報を直接収集し、調査、指導及び措置等をすることにより、迅速な対応ができるようになります。また、これまで県を経由していた国からの情報を、中核市移行後は、市が直接収集することにより、市民にとって必要な情報を迅速に周知することができるようになります。

ウ 窓口の一元化

これまで県と市において、それぞれ実施してきた関連性のある事務を、中核市移行後は、市で一体的に行うことにより、窓口の一元化が図られ、市民や事業者は一つの窓口で手続等を行うことができるようになります。

エ 事務処理の効率化

これまで市を経由して県が行っていた事務を、中核市移行後は、市が一括して行うことにより、事務処理の効率化、迅速化が図られ、市民や事業者にとって、交付及び許可等の手続に係る時間の短縮が図られます。

この項につきましては、Ⅱ章中核市移行による効果検証について～1事務移譲による市民サービスの向上の項にて、効果検証を行います。

5 財政的影響

移行の準備については、保健所等整備費で約20.4億円、システム開発経費等のその他の経費で約0.3億円、合計で約20.7億円の経費がかかりました。これらに係る特定財源としては、電源立地地域対策補助金12億円（平成29年度から令和元年度までの3年間分）、市債4億円であり、残りの4.7億円については、財政調整基金を活用しました。また、毎年度の行政運営経費については、移譲事務に係る経費、職員の人員費等により、歳出が増加しますが、普通交付税等により歳入が増加し、歳入歳出の均衡が図られる見込みです。令和2年度においても、既存の事務事業への財政的負担が生じない予算となっております。

中核市移行に伴う事務の拡大により毎年度の経常的な行政運営経費については、県からの移譲事務に係る事務経費、職員定数増加に伴う人件費等により歳出が増加する一方で、普通交付税等により歳入が増加し、歳入歳出の収支均衡が保たれています。

6 人材の確保と育成

中核市移行に伴う移譲事務を円滑に実施するためには、保健所事務など専門性の高い事務を中心として知識と技術の習得が必要であることから、令和2年4月の中核市移行に向けて、計画的な人材の確保と育成に努めてきました。職員数については、県からの移譲事務の半数以上を占める保健所事務を実施するために58人、産業廃棄物関係事務など保健所事務以外の事務を実施するために24人、合計で82人を増員しました。また、平成29年度は3人、平成30年度は11人、令和元年度は20人が県における実務研修を行いました。

(1) 人材の確保

中核市に移行すると保健所設置などの保健衛生行政の分野をはじめ、民生行政及び環境保全行政等の分野において数多くの事務が移譲されます。特に保健所の運営に当たっては、数多くの専門職が必要となります。その中でも獣医師及び薬剤師については、人材の確保が困難な傾向にあること、幅広く複数の業務に精通した人材の育成が必要であることなどから、平成28年度から採用試験を実施してきました。採用試験の実施に当たっては、受験資格の年齢要件の引き上げのほか、経験者枠の設定や大学及び関係機関への試験案内の送付など人材確保に向けた取組を進めてきました。また、保健師や精神保健福祉士なども併せて計画的な採用を行うとともに、保健所長には、所長としての経験のある医師を採用しました。令和2年度からは、獣医師及び薬剤師等の県職員の派遣などの受け入れにより、経験豊富な職員の支援を受けられる体制としました。

(2) 人材の育成

本市では、専門的な知識や技術の習得を図るため、下記のとおり、県における市職員の実務研修の実施などの人事交流を実施してきました。

人材の確保については、特に保健所における獣医師等の専門職の確保が当初から課題となっています。入職後に退職する職員も出ており定着安定化していません。さらに積極的な人材確保策を進めていかなければならない状況です。

7 執行体制（割愛）

8 施設の設置

中核市移行により必要となる新たな施設として、水戸市保健所及び水戸市動物愛護センターを設置しました。

(1) 水戸市保健所

生活習慣病をはじめとする疾病構造の変化、感染症の流行等の健康危機に対する懸念の増大、食の安全への市民意識の高まりなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しており、

健康の増進や保健衛生の向上への関心はさらに高まっています。本市では、平成28年12月に保健所施設の機能、規模、整備費用などの保健所施設整備の基本的方向をまとめた「水戸市保健所施設整備基本計画」を策定しました。これを踏まえ、市民自らの健康増進への取組に対する積極的な支援や地域の環境を衛生的に保つことによる健やかな生活の実現を図るため、地域保健法に基づく保健所の設置に向けた準備を進めてきました。本市が設置する保健所においては、現在、市保健センターで取り組んでいる乳幼児や成人の健診（検診）・相談、予防接種などの保健サービスや休日夜間緊急診療所の運営等に加えて、新たに感染症対策や食品衛生、環境衛生等に係る保健衛生サービスを一元化し、総合的に実施していきます。そのため、現在の市保健センター敷地内に建物を増築し、現在の市保健センターと一体化した、水戸市保健所を設置しました。

◆表3 施設の概要◆

所在地		水戸市笠原町993番地の13
構造等	既存棟	鉄筋コンクリート造 地上3階建て 延べ面積 3,189.52m ²
	増築棟	鉄骨造 地上3階建て 延べ面積 1,923.49m ²

(2) 水戸市動物愛護センター

少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、家族の一員として動物を飼養する家庭が増加する一方で、動物の虐待や不適切な飼養管理に伴う迷惑行為など、さまざまな問題が発生しています。このようなことから、関係機関・団体等と連携しながら、各種啓発事業や広報活動などを通じ動物愛護の普及啓発を図るとともに、犬・猫の保護・収容や保護・収容した犬・猫の返還・譲渡を推進する拠点として、旧療育センターに水戸市動物愛護センターを設置しました。



◆表4 施設の概要◆

所在地		水戸市河和田町999番地
構造等	既存棟	鉄筋コンクリート造 地上1階建て 延べ面積 309.40 m ²
	増築棟	鉄骨造 地上1階建て 延べ面積 178.80 m ²
屋外		保護犬運動場兼ふれあい広場

9 移行に向けた推進体制（割愛）

10 移行スケジュール及びこれまでの主な経緯（割愛）

Ⅱ章 中核市移行による効果検証について

水戸市が県内初となる中核市に移行してから2年が経過しました。県が担ってきた保健衛生サービスや感染症対策を中心に多くの権限が市に移譲されましたが、中核市移行によって個々の市民が直接恩恵を受ける機会はそう多くありません。そもそも多くの市民にとっては、それほど頻繁に行政サービスを利用する頻度は高くなく、関係する業務を県が担うのか、移譲された市が行うのかについての関心はほとんどありません。行政サービスの質が落ちたとか、あるいは何かトラブル等が発生した時の対応等で初めて身近に中核市を意識するのではないかと思います。

市では中核市に移行する前には、市に保健所が設置されることにより業界と連携した独自の対応として、申請を受けた新店舗の情報をホームページに掲載するなど「オープンデータ化」の検討や「保健、生活、食品の衛生管理をしっかりと担いつつ、業界全体の規制緩和など、新たな『水戸基準』を作り上げたい」との考えが示されました。

確かに後述します移譲事務の実績及び効果における報告のとおり、ルーチンワークは事務の一元化や効率化によって迅速なサービス提供が実現しました。一方、市の独自性発揮、政策決定過程の変化、自治の権限拡大といった面ではどうであったのか、これらを含めて効果検証をしていきます。

1 事務移譲による市民サービスの向上

ア 特色ある施策の展開

・動物愛護センター

中核市移行に伴い、県内市町村では唯一の施設として開設されました。主な事業は、動物愛護の意識を醸成するキャンペーンや施設見学会、飼い主に適正な飼育を啓発する講習会、譲渡された犬猫の初回健診費用や不妊去勢手術費用の補助などです。

不妊去勢手術費用の補助事業は毎年、交付頭数が400頭を超え定着していますが、新型コロナウイルス感染拡大で、啓発関連の事業は中止や人数制限などの影響を受けてきました。動物愛護をとおして命の大切さを学ぶ、出前授業「ふれあい教室」は開催できなかったものの、センターの仕事や収容中の犬猫の現状を知ってもらう「親子見学会」は、定員を絞って実施されました。

飼育放棄や迷子の犬猫保護の役割も担っていますが、啓発活動ではまず収容されないことが一番であることを訴え、県内殺処分ゼロに貢献されるよう本格的な活動が期待されます。

イ 健康危機への迅速な対応

健康危機への迅速な対応ということで、感染症や食中毒に対して、これまで県の判断に基づいて市で対応していましたが、今後は、市が直接情報を収集し迅速な対応ができ、保健所を設置することで、医師、獣医師、薬剤師、保健師などの専門職が配置されたため、

保健センターと一体となった総合的な保健衛生行政の拠点を形成することができました。実際に、保健総務課、保健衛生課、地域保健課、保健予防課を設置し、業務に当たっています。移行初日には市で初めて新型コロナ感染者が確認をされましたが、新体制の下で業務に当たってきました。

新型コロナウイルス感染症対策については、業務の迅速化が図られました。国からの通知等については、移行後は国から直接市保健所に伝達されるとともに、市内医療機関からの発生届は直接市保健所に送られてくることから、市保健所において常に状況を把握することができました。それにより、迅速かつ効果的な感染症対策を行い、高齢者福祉施設等から「直接指導を受けることができて良かった」という声が聞かれました。

ウ 窓口の一元化

指定居宅サービス事業者等の指定について、移行前は介護保険サービス事業者ごとに指定・監督権のある県や市に申請・届出をしていましたが、市内全ての介護保険サービス事業所の指定・監督権が市に移行したことにより、申請・届出の窓口が市に一元化されました。

エ 事務処理の効率化

事務処理の効率化は多くの分野で見られますが、例えば、民生部門ではこれまで身体障害者手帳は市で申請を受付け、県が判定・交付していました。移行後は、市が判定・交付まで行うことになったため、申請から交付までの期間が短縮できました。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けでは、これまで市の窓口にて事前相談に応じ、県の福祉相談センターへ進達していましたが、市が一連の流れを実施することにより、貸付まで迅速化効率化されました。保育所、幼保連携型認定こども園の認可においては、県への進達や県、市の二重審査の省略が図られ、認可までの期間が1週間程度短縮されました。

2 行政機能の強化

○保健所設置

保健所の開設につきましては、県からの業務引継ぎと円滑な移行のために周到な準備を重ねてきましたが、急な新型コロナウイルス感染症の拡大により、いきなり開設初日からトップギアでのスタートを余儀なくされました。相談窓口を設置し、医療機関の調整や感染者発生時の調査、支援等の円滑な実施、あわせて、市民の方々に相談・受診の目安等について十分な周知を図り、医療現場の混乱を招かぬよう周知徹底を図りました。

コロナ禍対策は、到底保健所だけの対応でカバーできるものではなく、小中学校の臨時休業や飲食、宿泊、運送、観光業など地域経済対策、労働者の休業補償や中小企業への経営支援等々、広範にわたる影響と対策を全庁挙げて行うこととなりました。

その後、変異株などが発生するたびに何度も感染症拡大の波が押し寄せ、保健所や医療現場は緊迫し、人員増強や作業の効率化、ワクチン接種の促進などに取り組んできました。特にワクチン接種につきましては、配送・保管、供給量の変更、接種記録システム（VRS）

の導入など、国から次々と新たな方針が打ち出されたため、調整に苦慮しながらも医療関係者との濃厚な連携が功を奏し、円滑に進められました。市独自に保健所を整備したことでも強みとなり、コロナ感染者対策とワクチン接種という二つの課題に対し、接種の優先順位を主体的に決めるなどの対応を取ることができました。他市町村のコロナ対策は、基本的には県主体で情報も限定されています。連動するコロナ対策と接種の両輪を自ら決められたことが大きなメリットとなりました。

○いばらき県央地域連携中枢都市圏

2016年度に9市町村（水戸市のほか、笠間、ひたちなか、那珂、小美玉、茨城、大洗、城里、東海の各市町村）は、茨城県央地域定住自立圏を形成し、医療や福祉、観光など連携事業を行ってきましたが、水戸市が中核市に移行したことで連携中枢都市圏の要件を満たしました。

2022年2月、いばらき県央地域連携中枢都市圏連携協約締結式を開催し、連携協約を締結するとともに、「いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン」を策定しました。連携中枢都市には、水戸市が該当し手厚く地方交付税が配分されます。各市町村は地域経済の活性化、都市機能の向上、生活環境の充実の3分野で計30の連携事業に順次取り組んでいくことになりました。

県都でもある水戸市は、県央地域、県北地域の発展をけん引するリーダーとしての役割を果たし、このエリアの地場産業を振興させることをはじめ、歴史的観光資源の活用などを図り、迅速に連携事業を推進していくことが期待されます。

3 職員の能力向上

職員が新たな事務を担う中で様々な取り組みにより、職員が自らの能力を高め、向上が図られることが期待されました。しかし、一朝一夕で能力向上は図られません。職員自身の専門知識の習熟、スキルアップが必須となることから、引き続き、日常業務における実務の積み重ねや職場外研修などを通して、職員の能力向上を図っていくことが大切です。

また、保健所においては獣医師等の専門職の確保・定着が課題となっていることから、県内外の大学への就職説明会などに参加し、積極的に本市への受験を呼びかけることが必要です。

4 都市のイメージアップ

政令指定都市を除き、全国の県庁所在地で中核市になっていないところはほとんどありません。この度、政令指定都市の次である中核市として位置付けされステータスが高まりました。都市のイメージアップが図られ、魅力あるまちづくりを目指し、本県のリーダー都市としての活躍が期待されます。

III 各移譲事務の実績及び効果について

1 移譲事務の実績及び効果

事務名 食品営業許可、監視指導、食中毒発生時の調査

(ア) 分野	保健衛生	(イ) 担当課	保健医療部 保健所 保健衛生課
(ウ) 関係法令	食品衛生法、食品表示法		
(エ) 制定した条例	水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例 水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき基準を定める条例 (2021年5月31日失効)		
(オ) 主な事務の内容及び実績(2020年度、2021年度)	<p>(2020年度)</p> <p>1 食品衛生法（以下「法令」という。）及び茨城県食品衛生条例（以下「条例」という。）に基づく営業許可等の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規許可 670件 ・更新許可 604件 <p>2 水戸市食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）に基づく立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令許可 1,471件 ・条例許可 236件 <p>3 食中毒発生時の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連調査 13件 ・有症事例 25件 ・食中毒 2件 	<p>(2021年度)</p> <p>1 法令及び条例（新規許可は2021年5月31日まで）に基づく営業許可等の事務及び営業届（2021年6月1日から）の受理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規許可 787件 ・更新許可 161件 (2021年5月31日まで) ・届出受理 2,404件 (2021年6月1日から) <p>2 監視指導計画に基づく立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令許可 1,019件 ・条例許可 20件 <p>3 食中毒発生時の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連調査 11件 ・有症事例 16件 ・食中毒 1件 	
(カ) 事務フロー	<p><食品営業許可></p> <pre> 営業許可申請 ↓ 書面審査 ↓ 受付 ↓ 施設調査 ↓ 許可 </pre> <p><監視指導></p> <pre> 監視指導計画に基づく監視 ↓ 必要に応じた指導、助言 </pre>	<p><食中毒発生時の調査></p> <pre> 探知 ↓ 医師、営業者および消費者等からの情報提供 ↓ 調査 原因の特定 疫学調査 試験検査 ↓ 拡大防止措置 原因の除去 再発防止 ↓ *情報の公表 *食品衛生上の危害状況を明らかにする必要があるとき </pre>	
(キ) 条例制定時に想定した効果	<p>1 実情を踏まえた速やかで細やかな対応</p> <p>受付から許可までの一連の事務処理を市が一括して行うことにより、事務処理期間が短縮され、迅速で効率的なサービスを提供することができる。</p> <p>許可や監視指導を通じて食品営業関連施設を把握することができるとともに、市が策定する食品衛生監視指導計画に基づき効率的な監視指導ができる。</p> <p>市民にとって身近な市が事務を担うことで、食品衛生や食品表示に関する相談を気軽に市民が利用できる。</p> <p>また、食中毒が疑われる事案の発生時には、直ちに調査を実施することにより、速やかに被害拡大防止を図ることができる。</p>		

(ク) 実際の効果	<p>1 実情を踏まえた速やかで細やかな対応 新型コロナウイルス感染症対策に係る業務を支援しつつ食品衛生監視指導計画に基づく効率的な監視指導を実施した。 また、食中毒が疑われる事案を探知した際は、直ちに調査し、原因究明や適切な措置を図ることができた。 国の食品衛生申請システムを運用し、電子申請を可能とするとともに手数料の銀行振込を可能とすることで利便性の向上を図った。</p>
(ケ) 市民・事業者の声	令和3年6月から、電子申請及び手数料の振込が可能となったことから、営業者の利便性が向上し評価されている。併せて、申請から許可に至るまでの事務処理時間が短縮されたことにより許可書交付に関する問い合わせが減少した。
(コ) 課題(現状)及び今後の取り組み	法、制度の解釈等に関する技術的水準の向上及び食品衛生に関する様々な相談に対する経験の蓄積が求められるとともに、職員間で積極的に情報共有することが課題である。

事務名 旅館業、理容所、美容所等の生活衛生営業等の許可、届出、立入検査

(ア) 分野	保健衛生	(イ) 担当課	保健医療部 保健所 保健衛生課
(ウ) 関係法令	理容師法 美容師法 クリーニング業法 旅館業法 公衆浴場法 興行場法 化製場法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 温泉法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		
(エ) 制定した条例	水戸市理容師法施行条例 水戸市美容師法施行条例 水戸市クリーニング業を営む者が講すべき措置を定める条例 水戸市旅館業法施行条例 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例 水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例 水戸市化製場等に関する法律施行条例		
(オ) 主な事務の内容 及び実績(2020年度、2021年度)	(2020年度) 1 生活衛生関係の営業許可に係る事務を行った。また、立入検査実施計画に基づき、営業施設に対して立入検査等を行い、施設の衛生水準の向上を図った。 ・新規 71件 ・変更等 617件 ・立入検査 62件 2 レジオネラ症の予防及びまん延防止のため、公衆浴場及び旅館の調査又は浴槽水等の収去を行う。 ・調査 5件 ・収去 34件	(2021年度) 1 生活衛生関係の営業許可に係る事務を行った。また、立入検査実施計画に基づき、営業施設に対して立入検査等を行い、施設の衛生水準の向上を図った。 ・新規 66件 ・変更等 347件 ・立入検査 191件 2 レジオネラ症の予防及びまん延防止のため、公衆浴場及び旅館の調査又は浴槽水等の収去を行う。 ・調査 3件 ・収去 13件	
(カ) 事務フロー	<理容所、美容所、クリーニング所の確認> 事前相談 ↓ 届出の受理 ↓ 構造設備の検査 ↓ 確認 ↓ 検査確認証の交付	<旅館、公衆浴場、興行場等の許可> 事前相談 ↓ 申請の受理 ↓ 審査 ↓ 許可 ↓ 許可証の交付	<立入検査> 立入検査実施計画に基づく立入検査 ↓ 指導、助言
(キ) 条例制定時に想定した効果	1 実情を踏まえたきめ細やかな対応 基礎自治体である市が市民の日常生活に密接に関連している生活衛生に関する事務を行うことにより、きめ細やかな対応が可能となる。また、日常生活に密接に関わる生活関連営業施設への需要が多様化しており、地域の詳細な実態を把握することで実情を踏まえた施策を実施することが期待される。 2 衛生的で快適な生活環境の確保 営業施設に対して立入検査を実施し、衛生的で快適な生活環境の確保が図られる。レジオネラ症患者が発生した場合には、直ちに調査を実施することにより、市自らが判断し、速やかに感染拡大防止対策を講ずることができる。		

(ク) 実際の効果	<p>1 実情を踏まえたきめ細やかな対応 近年、テントを利用したサウナやロッカー等による洗濯物の受取り等の新たな営業の形態やサービスを提供する施設が増加している。そのような新たな事案について、近隣の中核市等との情報交換を通じて、きめ細やかな対応ができた。</p> <p>2 衛生的で快適な生活環境の確保 営業施設の健康被害の危害度に応じて業種毎に立入検査実施計画を定めた。当該計画に基づいて立入検査を実施することにより、営業施設の衛生水準の維持向上を図ることができた。 レジオネラ症患者の発生時には、直ちに初動調査を行い、原因究明や感染拡大防止に迅速に対応することができた。</p>
(ケ) 課題(現状)及び今後の取り組み	<p>実務経験や相談事例が不足しており、制度の解釈等に関する技術的水準の向上が求められる。日常業務での事例の積み上げや職員間の情報共有を行い、対応力の向上及び人材の育成を図る。 また、地域の需要の変化に伴い、多様化する営業の形態に対応していく必要がある。そのため、相談者からの内容を詳細に聞き取った上で、近隣の中核市や他の自治体における事例を集積し、適切な指導、助言を行っていく。</p>

事務名 感染症のまん延防止のための措置

(ア) 分野	保健衛生	(イ) 担当課	保健医療部 保健所 保健予防課
(ウ) 関係法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
(エ) 制定した条例	—		
(オ) 主な事務の内容及び実績（2020年度、2021年度）	(2020年度) 新型コロナウイルス感染症対策 ・積極的疫学調査 ・検体採取・検査 結核健診（胸部エックス線検査）の実施 受診率 11.9% 衛生資器材の備蓄 性感染症・肝炎検査の実施 受検者数 延69人	(2021年度) 新型コロナウイルス感染症対策 ・積極的疫学調査 ・検体採取・検査 結核健診（胸部エックス線検査）の実施 受診率 12.7% 衛生資器材の備蓄 性感染症・肝炎検査の実施 受検者数 延424人	
(カ) 事務フロー	<pre> graph TD A([陽性者, 家族]) -- ①受診 --> B[医療機関] B -- ②発生届 --> C[保健所] C -- ③疫学調査, 濃厚接触者特定 観光観察, 就業制限等 --> D{学校, 会社等} D -- ④健康管理・情報共有 陽性者の健康確認・報告 --> E([陽性者, 家族]) E -- ⑤連絡 --> C C -- ⑥濃厚接触者特定, 技術的指導 --> D </pre>		
(キ) 条例制定時に想定した効果	<p>①迅速化 国からの通知等については、県を経由して市に伝達されていたが、移行後は国から直接市保健所へ伝達されてくる。 また、市内医療機関からの発生届は直接市保健所に送られてくる。</p> <p>②地域の実情の応じた対策 市内医療機関から発生届が直接市保健所に送られてくることから、市保健所において状況を把握し、迅速かつ効果的な感染症対策を行うことができる。</p>		

(ク) 実際の効果	<p>①迅速化 国からの通知等については、移行後は国から直接市保健所へ伝達されている。 また、市内医療機関からの発生届は直接市保健所に送られてくる。</p> <p>②地域の実情の応じた対策 市内医療機関から発生届が直接市保健所に送られてくることから、市保健所において常に状況を把握することができた。それにより、迅速かつ効果的な感染症対策を行うことができる。</p>
(ケ) 市民・事業者の声	感染症対策のため訪問した高齢者福祉施設等からは、「直接指導を受けることができて良かった」という声が聞かれた。
(コ) 課題(現状)及び今後の取り組み	新型コロナウイルス感染症対策にはほとんどの時間と労力を割かれていることから、感染症に関するスキルアップができていない。新型コロナウイルス以外の感染症についても実務経験や研修を重ねていく必要がある。

事務名 小児慢性特定疾病医療費助成、療養支援

(ア) 分野	保健衛生	(イ) 担当課	こども部 子育て支援課
(ウ) 関係法令	児童福祉法		
(エ) 制定した条例	水戸市小児慢性特定疾病審査会条例		
(オ) 主な事務の内容 及び実績(2020年度、2021年度)	<p>(2020年度)</p> <p>1. 小児慢性特定疾病（国制度）の対象疾病に罹患した児童に対し、医療費を支給する。 - 支給認定 88件（新規52、更新36） - 支給認定変更等 103件 (変更 99、再交付 4、療養費払0)</p> <p>2. 小児特定疾病審査会を設置し、承認・不承認案件にかかる審査を行う。 小児慢性特定疾病審査会 12回</p> <p>3. 新規・更新・変更等の医療費申請時及び必要に応じて相談支援を行う。 - 相談件数 79件</p> <p>4. 小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立支援を図るために必要な事業を行ふ。 - ピア相談会 コロナウイルス感染拡大のため中止 - 各団体の主催する講演会等の案内送付</p> <p>5. 小児慢性特定疾病指定医の指定、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を行う。 - 指定医の指定 88人 - 指定医療機関の指定 205件</p> <p>6. 市の条例で小児慢性特定疾病審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。（上記条例）</p>	<p>(2021年度)</p> <p>1. 小児慢性特定疾病（国制度）の対象疾病に罹患した児童に対し、医療費を支給する。 - 支給認定 261件（新規52、更新209） - 支給認定変更等 90件 (変更 81、再交付 3、療養費払6)</p> <p>2. 小児特定疾病審査会を設置し、承認・不承認案件にかかる審査を行う。 小児慢性特定疾病審査会 12回</p> <p>3. 新規・更新・変更等の医療費申請時及び必要に応じて相談支援を行う。 - 相談件数 201件</p> <p>4. 小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立支援を図るために必要な事業を行ふ。 - ピア相談会 1回 - 各団体の主催する講演会等の案内送付 - 生活状況調査の実施（呼吸器認定者、重症認定者）</p> <p>5. 小児慢性特定疾病指定医の指定、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を行う。 - 指定医の指定 97人 - 指定医療機関の指定 218件</p> <p>6. 市の条例で小児慢性特定疾病審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。（上記条例）</p>	
(カ) 事務フロー	<p>(支給認定)</p> <pre> 医療費助成申請受理 ↓ 支給認定審査 ①事務審査 ↓ ②医学的審査 (小児慢性特定疾病審査会) - 支給認定審査（承認・不承認） - 重症・呼吸器使用認定審査 ↓ 支給認定・不承認決定 ↓ 申請者への通知 </pre>		
(キ) 条例制定時に想定した効果	<p>実情を踏まえたきめ細かな対応 市民に身近な市役所窓口においてきめ細かな対応が出来るようになる。 市で対応している対人保健サービス（母子保健等）との連携や他部門（障害福祉等）との連携を密にすることが出来るようになり、総合的な保健福祉サービスの提供が可能となる。</p>		

(ケ) 実際の効果	実情を踏まえたきめ細かな対応 家庭訪問時等に情報提供し、継続的な支援も可能となった。 さらに、医療費支給申請時に保護者や受給者と面談を実施することにより、治療状況や生活状況を把握したうえで相談対応することが出来ている。障害分野や教育分野との連携等により不安軽減に至っている。
(ケ) 市民・事業者の声	保護者からは「入園・入学に際し、どうしたらいいのか分からなかったが、安心できた。相談出来てよかったです。」「状況を知っている保健師に話が出来てよかったです。なかなか話せる機会がないので嬉しい。」との声が聞かれた。
(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み	コロナ禍において療養支援として関わりが十分に行えていないため、ニーズ調査を実施の上、交流会や講演会等を実施していく。

事務名 難病患者の療養支援							
(ア) 分野	保健衛生	(イ) 担当課	保健医療部	保健所	地域保健課		
(ウ) 関係法令	地域保健法、難病の患者に対する医療等に関する法律						
(エ) 制定した条例	—						
(オ) 主な事務の内容及び実績(2020年度、2021年度)	(2020年度) ①相談事業 要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みに対する個別の相談、指導、助言を行う。 相談件数：実11、延13 ②難病医療講演会（中央保健所、ひたちなか保健所と合同開催） 難病に関する専門の医師等による講演会を開催する。ピア相談及び交流会等と併せて行う。 実施回数：1回 参加者数：51回（Web開催のため動画再生回数） ③水戸保健医療圏 難病対策協議会（中央保健所と共同運営） 地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。 実施回数：1回（書面開催） ④在宅難病患者一時入院事業（県からの委託事業） 申請受付、入院調整及び県からの決定について本人への通知 受付件数：5件 ⑤人工呼吸器装着患者支援事業（県からの委託事業） 申請受付、県からの決定について本人及び訪問看護ステーションへ通知 受付件数：1件	(2021年度) ①相談事業 要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みに対する個別の相談、指導、助言を行う。 相談件数：実12、延15 ②難病医療講演会（中央保健所、ひたちなか保健所と合同開催） 難病に関する専門の医師等による講演会を開催する。ピア相談及び交流会等と併せて行う。 実施回数：1回 参加者数：529回（Web開催のため動画再生回数） ③水戸保健医療圏 難病対策協議会（中央保健所と共同運営） 地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。 実施回数：1回（書面開催） ④在宅難病患者一時入院事業（県からの委託事業） 申請受付、入院調整及び県からの決定について本人への通知 受付件数：6件 ⑤人工呼吸器装着患者支援事業（県からの委託事業） 申請受付、県からの決定について本人及び訪問看護ステーションへ通知 受付件数：1件					
(カ) 事務フロー	<p><相談事業> 初回面接（医療費助成新規申請時、その他窓口・電話にて） ↓ 必要時保健師等による継続支援（訪問、関係機会会議等）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><在宅難病患者一時入院事業></p> <p>利用希望者から申請 ↓ 入院調整 ↓ 県へ進達 ↓ 県からの決定を本人へ通知</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><人工呼吸器装着患者支援事業></p> <p>事前登録のための案内通知送付 ↓ 申請受付し県へ進達 ↓ 県からの決定を本人及び訪問看護ステーションへ通知 ↓ 利用後、報告受理し県へ進達</p> </td> </tr> </table>					<p><在宅難病患者一時入院事業></p> <p>利用希望者から申請 ↓ 入院調整 ↓ 県へ進達 ↓ 県からの決定を本人へ通知</p>	<p><人工呼吸器装着患者支援事業></p> <p>事前登録のための案内通知送付 ↓ 申請受付し県へ進達 ↓ 県からの決定を本人及び訪問看護ステーションへ通知 ↓ 利用後、報告受理し県へ進達</p>
<p><在宅難病患者一時入院事業></p> <p>利用希望者から申請 ↓ 入院調整 ↓ 県へ進達 ↓ 県からの決定を本人へ通知</p>	<p><人工呼吸器装着患者支援事業></p> <p>事前登録のための案内通知送付 ↓ 申請受付し県へ進達 ↓ 県からの決定を本人及び訪問看護ステーションへ通知 ↓ 利用後、報告受理し県へ進達</p>						
(キ) 想定した効果	難病患者にとって身近な行政機関である市が、様々な支援サービスのつなぎ役となり、円滑に適切な療養を受けられるようになる。						

(ク) 実際の効果	面接や訪問などを通して、本人や家族の現状を確認できる。 関係機関（医療機関、訪問看護ステーション、難病相談センター等）と顔つなぎができた。
(ケ) 市民・事業者の声	水戸市保健所へ医療費助成や指定医療機関、指定医について問合せがあるが、それらは中央保健所での申請になる。難病支援についての内容によって窓口が分かれているため、どこに連絡をしたらよいのか分かりにくい。
(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み	医療費助成については中央保健所にて実施しているため、新規申請者や既存の患者情報についてすぐに最新のものが把握できない。必要時には中央保健所に依頼して患者情報を提供していただくため時間がかかる。また、市民にとっては医療費助成とその他相談等の窓口が分かれている（県と市）ので分かりにくい。 在宅難病患者一時入院事業や人工呼吸器装着患者支援事業については、水戸市が県へ進達し、県からの決定を本人などへ通知するため申請から決定までに通常よりも時間を要する。 事務権限移譲について、検討していく必要がある。

事務名 診療所、薬局等の開設許可、病院、診療所、薬局等の立入検査

(ア) 分野	保健衛生	(イ) 担当課	保健医療部 保健所 保健総務課																																																																																																																																																																																																											
(ウ) 関係法令	医療法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律																																																																																																																																																																																																													
(エ) 制定した条例	—																																																																																																																																																																																																													
(オ) 主な事務の内容及び実績（2020年度、2021年度）	<p style="text-align: center;">【医事】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務内容 業種</th><th colspan="2">開設申請</th><th colspan="2">変更申請</th><th colspan="2">届出</th><th colspan="2">立入検査</th></tr> <tr> <th>20年度</th><th>21年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td><td>0件</td><td>0件</td><td>30件 (16)</td><td>40件 (22)</td><td>27件 (27)</td><td>43件 (43)</td><td>0件</td><td>*25件</td></tr> <tr> <td>診療所</td><td>52件</td><td>27件</td><td>10件</td><td>14件</td><td>379件</td><td>229件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>助産所</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td>2件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>施術所</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>63件</td><td>47件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>歯科技工所</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>3件</td><td>3件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>衛生検査所</td><td>1件</td><td>0件</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>3件</td><td>2件</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>53件</td><td>27件</td><td>41件 (16)</td><td>54件 (22)</td><td>473件 (27)</td><td>327件 (43)</td><td>2件</td><td>28件</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※新型コロナ感染拡大の状況を鑑み、病院は書面による検査を実施した。</p> <p style="text-align: center;">【薬事】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務内容 業種</th><th colspan="2">新規申請</th><th colspan="2">更新申請</th><th colspan="2">届出</th><th colspan="2">立入検査</th></tr> <tr> <th>20年度</th><th>21年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬局</td><td>10件</td><td>10件</td><td>16件</td><td>23件</td><td>495件</td><td>625件</td><td>41件</td><td>41件</td></tr> <tr> <td>薬局製剤製造業</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td>3件</td><td>2件</td><td>2件</td><td>1件</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>薬局製剤製造販売業</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td>3件</td><td>2件</td><td>2件</td><td>1件</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>卸売販売業</td><td>0件</td><td>0件</td><td>6件</td><td>13件</td><td>42件</td><td>37件</td><td>7件</td><td>16件</td></tr> <tr> <td>店舗販売業</td><td>3件</td><td>4件</td><td>0件</td><td>22件</td><td>178件</td><td>229件</td><td>12件</td><td>13件</td></tr> <tr> <td>高度管理医療機器等販売・貸与業</td><td>18件</td><td>21件</td><td>20件</td><td>20件</td><td>115件</td><td>113件</td><td>46件</td><td>47件</td></tr> <tr> <td>管理医療機器販売業</td><td>46件</td><td>48件</td><td>-</td><td>-</td><td>77件</td><td>45件</td><td>0件</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>毒物劇物販売業</td><td>5件</td><td>6件</td><td>13件</td><td>14件</td><td>26件</td><td>26件</td><td>36件</td><td>15件</td></tr> <tr> <td>麻薬取扱者</td><td>362件 (304)</td><td>165件 (135)</td><td>-</td><td>-</td><td>1064件 (753)</td><td>835件 (546)</td><td>76件</td><td>62件</td></tr> <tr> <td>覚醒剤（原料）取扱者</td><td>3件 (3)</td><td>1件 (1)</td><td>-</td><td>-</td><td>39件 (39)</td><td>8件 (8)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>登録販売者</td><td>36件 (36)</td><td>51件 (51)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>2件</td><td>-</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>483件 (343)</td><td>306件 (187)</td><td>57件</td><td>98件</td><td>2,040件 (792)</td><td>1,922件 (554)</td><td>222件</td><td>203件</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">()内は県進達件数</p>	事務内容 業種	開設申請		変更申請		届出		立入検査		20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	病院	0件	0件	30件 (16)	40件 (22)	27件 (27)	43件 (43)	0件	*25件	診療所	52件	27件	10件	14件	379件	229件	0件	0件	助産所	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	0件	施術所	0件	0件	0件	0件	63件	47件	0件	0件	歯科技工所	0件	0件	0件	0件	3件	3件	0件	0件	衛生検査所	1件	0件	1件	0件	0件	3件	2件	3件	合計	53件	27件	41件 (16)	54件 (22)	473件 (27)	327件 (43)	2件	28件	事務内容 業種	新規申請		更新申請		届出		立入検査		20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	薬局	10件	10件	16件	23件	495件	625件	41件	41件	薬局製剤製造業	0件	0件	1件	3件	2件	2件	1件	3件	薬局製剤製造販売業	0件	0件	1件	3件	2件	2件	1件	3件	卸売販売業	0件	0件	6件	13件	42件	37件	7件	16件	店舗販売業	3件	4件	0件	22件	178件	229件	12件	13件	高度管理医療機器等販売・貸与業	18件	21件	20件	20件	115件	113件	46件	47件	管理医療機器販売業	46件	48件	-	-	77件	45件	0件	3件	毒物劇物販売業	5件	6件	13件	14件	26件	26件	36件	15件	麻薬取扱者	362件 (304)	165件 (135)	-	-	1064件 (753)	835件 (546)	76件	62件	覚醒剤（原料）取扱者	3件 (3)	1件 (1)	-	-	39件 (39)	8件 (8)	-	-	登録販売者	36件 (36)	51件 (51)	-	-	-	-	2件	-	合計	483件 (343)	306件 (187)	57件	98件	2,040件 (792)	1,922件 (554)	222件	203件
事務内容 業種	開設申請		変更申請		届出		立入検査																																																																																																																																																																																																							
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度																																																																																																																																																																																																						
病院	0件	0件	30件 (16)	40件 (22)	27件 (27)	43件 (43)	0件	*25件																																																																																																																																																																																																						
診療所	52件	27件	10件	14件	379件	229件	0件	0件																																																																																																																																																																																																						
助産所	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	0件																																																																																																																																																																																																						
施術所	0件	0件	0件	0件	63件	47件	0件	0件																																																																																																																																																																																																						
歯科技工所	0件	0件	0件	0件	3件	3件	0件	0件																																																																																																																																																																																																						
衛生検査所	1件	0件	1件	0件	0件	3件	2件	3件																																																																																																																																																																																																						
合計	53件	27件	41件 (16)	54件 (22)	473件 (27)	327件 (43)	2件	28件																																																																																																																																																																																																						
事務内容 業種	新規申請		更新申請		届出		立入検査																																																																																																																																																																																																							
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度																																																																																																																																																																																																						
薬局	10件	10件	16件	23件	495件	625件	41件	41件																																																																																																																																																																																																						
薬局製剤製造業	0件	0件	1件	3件	2件	2件	1件	3件																																																																																																																																																																																																						
薬局製剤製造販売業	0件	0件	1件	3件	2件	2件	1件	3件																																																																																																																																																																																																						
卸売販売業	0件	0件	6件	13件	42件	37件	7件	16件																																																																																																																																																																																																						
店舗販売業	3件	4件	0件	22件	178件	229件	12件	13件																																																																																																																																																																																																						
高度管理医療機器等販売・貸与業	18件	21件	20件	20件	115件	113件	46件	47件																																																																																																																																																																																																						
管理医療機器販売業	46件	48件	-	-	77件	45件	0件	3件																																																																																																																																																																																																						
毒物劇物販売業	5件	6件	13件	14件	26件	26件	36件	15件																																																																																																																																																																																																						
麻薬取扱者	362件 (304)	165件 (135)	-	-	1064件 (753)	835件 (546)	76件	62件																																																																																																																																																																																																						
覚醒剤（原料）取扱者	3件 (3)	1件 (1)	-	-	39件 (39)	8件 (8)	-	-																																																																																																																																																																																																						
登録販売者	36件 (36)	51件 (51)	-	-	-	-	2件	-																																																																																																																																																																																																						
合計	483件 (343)	306件 (187)	57件	98件	2,040件 (792)	1,922件 (554)	222件	203件																																																																																																																																																																																																						
(カ) 事務フロー	<診療所、助産所、薬局の開設許可>	<立入検査の流れ>																																																																																																																																																																																																												
	申請受理 ↓ 書面審査及び使用前検査 ↓ 許可 ↓ 許可証（指令書）交付 ↓ 台帳整理	立入検査の実施通知等 ↓ 検査実施 ↓ 検査結果等の通知																																																																																																																																																																																																												
(キ) 想定した効果	<p>(医療法) 医療機関の開設許可、立入検査を通して市民を取り巻く医療環境を市が把握することができる。さらに関係機関との連携を進めることで、様々な地域医療を充実させる対策を図ることができる。</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) 市保健所が薬局や医薬品販売業者に関する情報を把握し、許可や立入検査等を行う権限を持つことで、市民に対し衛生的で快適な生活環境を確保することができる。</p>																																																																																																																																																																																																													

(ク) 実際の効果	<p>(医療法)</p> <p>医療機関の開設許可、立入検査等を通して、施設の設備や人員配置、衛生管理面などの状況を確認し、市民の安全な利用を確保するとともに、市民を取り巻く医療状況を市が把握することができた。また、市民からの相談に対応するため、医療安全相談窓口を設置した。医療機関及び市民から相談があった場合に、必要に応じて市役所内の他部署と連携を図ることができ、多方面から問題解決に向けてアプローチできた。さらに、医療法を所管する部署と感染症を所管する部署が近くにあることで、素早くコロナワクチンの接種体制を構築することができた。</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</p> <p>薬局等営業施設の開設許可、立入検査等を通して、施設の設備や人員体制、衛生管理面などの状況を確認し、市民の安全な利用を確保するとともに、市民を取り巻く医療体制を市が把握することができた。薬剤師会等と連携することで、災害時の危機管理体制の強化につながった。</p>
(ケ) 課題(現状)及び今後の取り組み	専門職が1名欠員しており、通常業務に支障が生じているため人員の確保に努める。また、コロナの影響もあり、医療機関への立入が出来ていないことから、職員のスキル向上を図っていく。

事務名 犬・猫の保護などの動物愛護、狂犬病予防

(ア) 分野	保健衛生	(イ) 担当課	保健医療部 保健所 保健衛生課
(ウ) 関係法令	動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法		
(エ) 制定した条例	水戸市動物の愛護及び管理に関する条例		
(オ) 主な事務の内容 及び実績(2020年度、2021年度)	(2020年度) 1 犬猫の収容・処分等 ・収容：196頭（犬94頭、猫102頭） ・返還：31頭（犬31頭、猫0頭） ・譲渡：99頭（犬45頭、猫54頭） ・収容中死亡：19頭（犬5頭、猫14頭） ・殺処分：7頭（犬0頭、猫7頭） 2 動物愛護の普及啓発 ・親子見学会の開催：13回 ・ふれあい教室の実施：2回 ・動物愛護フェスティバルの開催：1回 3 適正飼養の推進 ・適正飼養講習会の開催：26回 ・犬のしつけ方教室の開催：12回 4 譲渡の推進 ・譲渡対象犬猫の不妊去勢手術：猫39頭 5 補助金交付事業 ・飼い犬・猫の不妊去勢手術費補助： 犬165頭、猫353頭 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助： 猫10頭 ・譲渡犬猫の初回健診費補助： 犬9頭、猫16頭 6 狂犬病予防の推進 ・犬の新規登録：991頭 ・狂犬病予防注射済票交付：8,128頭		(2021年度) 1 犬猫の収容・処分等 ・収容：190頭（犬109頭、猫81頭） ・返還：30頭（犬30頭、猫0頭） ・譲渡：153頭（犬80頭、猫73頭） ・収容中死亡：32頭（犬6頭、猫26頭） ・殺処分：1頭（犬0頭、猫1頭） 2 動物愛護の普及啓発 ・親子見学会の開催：9回 ・動物愛護フェスティバルの開催：1回 3 適正飼養の推進 ・適正飼養講習会の開催：42回 ・犬のしつけ方教室の開催：14回 4 譲渡の推進 ・譲渡対象犬猫の不妊去勢手術： 犬18頭、猫49頭 5 補助金交付事業 ・飼い犬・猫の不妊去勢手術費補助： 犬108頭、猫321頭 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助： 猫69頭 ・譲渡犬猫の初回健診費補助： 犬22頭、猫33頭 6 狂犬病予防の推進 ・犬の新規登録：900頭 ・狂犬病予防注射済票交付：8,539頭
(カ) 事務フロー	<pre> graph TD A[犬・猫の保護・収容] --> B[健康管理・治療] B --> C[飼い主への返還] B --> D[収容中死亡] B --> E[譲渡適性確認] E --> F[殺処分] E --> G[譲渡] G --> H[市民] H --> I["動物愛護の普及啓発 適正飼養の推進 狂犬病予防の推進 補助金交付事業"] I --> G I --> J["譲渡の推進"] </pre>		
(キ) 条例制定時に想定した効果	1 地域の特性を踏まえたきめ細かな対応 生活環境や地域住民の適正飼養に係る意識の違いにより、一部の地域で愛護動物によって地域住民の生活環境が脅かされる事態が発生しており、その問題を解決するためには地域の特性を踏まえたきめ細やかな対応が必要である。 こうしたなか、県が一元管理していた動物愛護行政を住民により近い市が担うことにより、地域住民との対話や市の関係部署との連携を密に図ることが可能となり、地域の特性を踏まえた効果的な取組が期待された。 2 市民との協働による動物愛護の推進 犬や猫が引き起こす生活環境の悪化問題は、行政の対応だけでは抜本的な解決は困難である。 こうしたなか、行政の取組に対して自治会や住民が積極的に関わることにより、地域がかかえる課題の解決に近づくことが期待された。		

(ク) 実際の効果	<p>1 地域の特性を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>犬や猫に関する苦情や相談に対し、現地に赴き、状況の確認や周辺住民への聞き取り等を行うなど、地域の実情の把握に努めながら、市の関係部署や動物病院、ボランティアとの連携によるきめ細やかな対応を講ずることにより、犬や猫が引き起こす生活環境の悪化等の問題を解決又は軽減するに至っている。</p> <p>また、保護した飼い主不明犬については、犬の登録台帳をもとに飼い主への連絡等を行うほか、地域の自治会を通じて情報の回覧や動物病院への照会等を行うことで、飼い主が特定され、速やかに返還することができた事例が多い。</p> <p>さらに、市民に対する適正飼養の推進や動物愛護の意識を啓発するために、市報やツイッター等のSNSを活用した情報発信を行うとともに、苦情等が多い地域に対しては自治会を通じて啓発リーフレットを回覧するなど、実情を踏まえた効果的な取組に努めている。</p> <p>2 市民との協働による動物愛護の推進</p> <p>住宅密集地では、飼い主のいない猫による生活環境の悪化の問題が顕在化しており、その背景として、独居高齢者による餌やり行為が原因の1つとなっている。</p> <p>こうした問題に対しては、地域猫活動を市が支援することにより、地域コミュニティーの形成とともに市民との協働による人と動物が共生する環境づくりが進んでいる。</p>
(ケ) 市民・事業者の声	<p>動物愛護センターの開設当初は、業務内容の周知不足や利便性の向上により、市民から保護対象外の犬猫の引き取りの相談が多数寄せられ、要望に応えられないことに対する不平不満の声も多かった。</p> <p>市報等を活用した機会を捉えた周知を続けることにより、市民への理解も深まるとともに、保護犬や保護猫への関心も高まり、施設見学や里親を希望される方の来所者の数も増え、開設後2年間で多くの犬や猫を譲渡することができている。</p> <p>また、保護犬や保護猫を里親として迎え入れることはできなくても、収容されている犬や猫の幸せや収容期間中の快適な生活を願い、毎年、市民や事業者、団体から、ケージやタオル、餌などの多数の物品が寄附として激励の言葉とともに寄せられており、身近な場所にできた保護・収容施設に対する市民の関心が高まっている様子を伺い知ることができる。</p> <p>一方で、市民の気持ちに寄り添ったよりきめ細やかな対応を求める声が寄せられることが多く、動物愛護行政に対する市民の期待の大きさを感じ取ることができる。</p>
(コ) 課題(現状)及び今後の取り組み	<p>1 収容される犬猫の削減</p> <p>身近な場所に保護・収容施設が開設され、市民の動物愛護への関心の高まりも相まって、市民から相談を受けて保護する犬猫のほか、心無い市民によって遺棄された猫が相次いで収容されるなど、想定を超える収容状況が続いている。収容される犬猫を削減するため、関係団体等と連携しながら、逸走防止や不妊去勢手術等の適正飼養の啓発のほか、遺棄等の犯罪防止のための効果的な取組を進めていく必要がある。</p> <p>2 譲渡の推進</p> <p>収容された犬猫は、適正飼養が可能な里親への譲渡を目的とし、きめ細やかな対応が可能となる市内在住者に限定して譲渡を行っている。今後、市内の里親希望者が減少する可能性があるため、市外在住者に対象を拡大するほか、ボランティアと連携した広域譲渡の仕組みを検討していく必要がある。</p> <p>3 動物愛護の普及啓発活動</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生拡大を受け、中核市に移行した当初から、人を呼び集めた啓発イベントや譲渡会の開催中止等を余儀なくされており、効果的な啓発活動が実施できない状況が続いている。今後は、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、ボランティアと連携した効果的な啓発事業を展開していく必要がある。</p> <p>4 人材の育成</p> <p>窓口対応、電話相談対応、現地調査・指導対応、収容動物の健康管理など多岐に至る業務を、少ない職員数で遂行する必要があるが、人事異動に伴う業務の混乱を避けるため、常に一人の職員が他の職員の業務を補完できるように人材の育成を図っていく必要がある。</p>

事務名 身体障害手帳の交付

(ア) 分野	民生	(イ) 担当課	福祉部 障害福祉課
(ウ) 関係法令	身体障害者福祉法		
(エ) 制定した条例	—		
(オ) 主な事務の内容 及び実績(2020年度、2021年度)	(2020年度) ①新規交付 502件 身体障害者手帳交付申請の内容を審査し、障害認定を行い手帳を交付する。 ②程度変更 60件 身体障害者手帳の障害の程度に変更があった場合の申請内容を審査し、障害等級の変更を行う。 ③再交付 82件 身体障害者手帳の亡失などの際に、手帳の再交付を行う。 ④障害追加 37件 既存の障害に別の障害が追加された場合の申請内容を審査し、判定を行う。 ⑤再認定 33件 軽度化の可能性がある障害について、再認定の時期に申請のあった内容を審査し、等級の再判定を行う。	(2021年度) ①新規交付 409件 ②程度変更 53件 ③再交付 98件 ④障害追加 29件 ⑤再認定 152件	
(カ) 事務フロー	<p style="text-align: center;"><交付の流れ></p> <p>①申請受付 身体障害者福祉法第15条第1項に規定の指定医師が作成した診断書を添付して申請</p> <p>②書類審査 市(障害福祉課) 障害者認定基準に基づく認定審査 ※診断書の内容に疑義がある場合、障害に該当しないと見込まれる場合 ↓ 社会福祉審議会障害福祉専門分科会審査部会へ諮問 ↓ 市(障害福祉課)へ答申</p> <p>③交付決定 申請者に手帳交付 ※障害に該当しない場合は却下通知</p>		
(キ) 条例制定時に想定した効果	<p>①迅速化 市で申請を受け、県が判定・交付していた身体障害者手帳を、判定・交付まで市が行うことになるため、申請から交付までの期間が短縮できる。</p>		

(ク) 実際の効果	申請から交付までの期間をある程度短縮できている。
(ケ) 市民・事業者の声	水戸市で交付を行うようになってから、写真に保護シールを貼って劣化を防止するようにしており、市民から好評を得ている。
(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み	円滑な等級の判定には、職員が高度な専門性を有する必要があるため、研修に参加することなどにより、判定をより迅速・適正に行えるよう努める。

事務名 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(ア) 分野	民生	(イ) 担当課	こども部 こども政策課
(ウ) 関係法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法		
(エ) 制定した条例	—		
(オ) 主な事務の内容及び実績（2020年度、2021年度）	(2020年度) 1 新規貸付に係る相談・審査 相談 40件 2 貸付決定者への貸付 貸付 1件 貸付金額 421,200円 3 納期到来したものの償還事務 債権 201件 4 滞納者への督促等 債権 94件		(2021年度) 1 新規貸付に係る相談・審査 相談 62件 2 貸付決定者への貸付 貸付 1件 貸付金額 421,200円 3 納期到来したものの償還事務 債権 192件 4 滞納者への督促等 債権 111件
(カ) 事務フロー	<貸付相談から貸付決定までの流れ> 1 事前相談 世帯状況の聞き取りや収支試算表を用いて、貸付要件に合致するか確認するとともに、状況に応じて他の支援策や給付型の奨学金の紹介などを行う。 2 申請受付 申請書や添付書類を受理する。 3 貸付審査 庁内にて貸付審査を行い、貸付額や償還期間の決定を行う。 4 貸付決定 貸付決定を行い、申請者へ通知する。		
(キ) 想定した効果	1 貸付相談から貸付決定までの一連の流れを市の内部で行うことでの事務の迅速化 2 本市において実施する他のひとり親世帯支援策や生活支援策と同じ実施主体が事業実施することによる効率・効果的な支援の実施 3 本市の中で世帯の支援にかかる部署の連携による、よりきめ細やかな支援		

(ク) 実際の効果	<p>1 中核市移行前までは、本市の窓口にて事前相談に応じ、県の福祉相談センターへ進達を行っていたが、市が一連の流れを実施することにより、貸付まで迅速化された。</p> <p>2 ひとり親世帯向けの給付金を合わせて相談に応じたり、受け付けるなど支援を必要とする世帯にとって効率・効果的支援を行うことができるようになった。</p> <p>3 生活困窮者に対して同じ市の内部にて生活保護制度への支援の引継ぎが出来るようになるなど、他の支援策と合わせて市が実施することによってよりきめ細かな支援に繋げができるようになった。</p>
(ケ) 課題（現状）及び今後の取り組み	今後においては、長年にわたる滞納者や違約金が多額になるケースが多くみられることから、償還業務に係る執行体制の整備を進めていきたい。

事務名 民生委員の定数決定、厚生労働大臣への推薦、指揮監督

(ア) 分野	民生	(イ) 担当課	福祉部 福祉総務課
(ウ) 関係法令	民生委員法、児童福祉法		
(エ) 制定した条例	水戸市民生委員定数条例		
(オ) 主な事務の内容及び実績（2020年度、2021年度）	<p>(2020年度)</p> <p>①民生委員の定数を433人と決定し、条例に定める。 なお、民生委員定数については、令和元年12月1日の一斉改選に向けて見直しを行い、その結果9名増員（増員前定数424人）となっているため、中核市移行の際には定数変更の検討は行っていない。</p> <p>②厚生労働大臣に民生委員候補者の推薦を行う。 ・委嘱回数 3回 (8/1, 11/1, 3/1) ・委嘱人数 8人 (8/1 3人, 11/1 2人, 3/1 3人)</p> <p>市主催の研修事業については、新型コロナウィルス感染症の影響により、すべて中止とした。</p>	<p>(2021年度)</p> <p>①厚生労働大臣に民生委員候補者の推薦を行う。 ・委嘱回数 4回 (8/1, 11/1, 3/1, 4/1) ・委嘱人数 13人 (8/1 3人, 11/1 6人, 3/1 3人, 4/1 1人)</p> <p>②民生委員に対する研修を行う。 ・新任民生委員向け研修 1回 ・中堅民生委員向け研修 1回 ・会長・副会長向け研修 2回</p>	
(カ) 事務フロー	<p>＜民生委員委嘱までの流れ＞</p>		
(キ) 想条例制定時に想定した効果	<p>中核市移行前の令和元年度までは、県へ増員等の要望を行っていたが、県内他市町村との調整等の理由により、増員を実現することは難しかった。</p> <p>中核市移行後は、本市独自に隨時定数の見直しを行うことが可能となることで、地域住民サービスの向上が期待できる。</p>		

(ク) 実際の効果	<p>①民生委員定数について 民生委員定数については、前回の一斉改選時に、各地区民児協の要望通りの大幅な増員がなされたことから、中核市移行後増員は行っていない。 なお、茨城県において、令和4年12月の一斉改選から、これまで長期（1期3年程度）にわたり欠員となっている場合は定数を削減する決定を行ったが、本市は独自に定数を決定できるようになったため、県の意向に関わらず、地域の状況に応じた独自の対応を行っている。</p> <p>②補充委嘱の随時化 中核市移行前の、県を経由して民生委員の推薦を行っていた際は、補充委嘱については予め期日が決まっており、候補者が見つかっても速やかに推薦できないケースもあったが、中核市移行後は、一斉改選年を除き、毎月厚生労働省に推薦することが出来るようになったため、必要に応じ補充委嘱を行えるようになり、民生委員不在による活動の中止について改善された。</p> <p>③補充委嘱の迅速化 中核市移行前の、県を経由して民生委員の推薦を行っていた際は、県への推薦期限は委嘱予定日の1か月半前に定められていたが、中核市移行後は、県を経由せず国に推薦できるようになったことから、委嘱予定日前月18日まで推薦することが出来るようになり、民生委員不在による活動の中止について改善された。</p> <p>④適格要件の緩和 中核市移行に伴い、民生委員・児童委員の適格要件を本市独自に定められるようになったことから、年齢要件の緩和（定年年齢を5歳引き上げ80歳とした）や、有職者の積極的推薦など、現状に即した要件の見直しを行った。</p>
(ケ) 市民・事業者の声	本市独自の適格要件において、定年年齢を80歳に引き上げたことにより、地域においてより幅広い層から候補者を選定することができるようになったとの声がある。
(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み	見守り対象の高齢者の増加、社会的課題の多様化・複雑化などに伴う民生委員の負担増加、定年年齢の引き上げなどにより、民生委員のなり手不足が深刻化しており、一度欠員になるとなかなか次の候補者を見つけられない地区もあることから、地域の実情に合わせた定数の設定と、地域への働きかけや広報により民生委員活動の周知を行っていくとともに、民生委員依頼業務の見直しや、民生委員活動の支援を強化することにより、民生委員の負担軽減を図っていく。

事務名 保育所、幼保連携型認定こども園の設置認可、指導監査

(ア) 分野	民生	(イ) 担当課	こども部 幼児保育課 福祉部 福祉指導課
(ウ) 関係法令	児童福祉法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
(エ) 制定した条例	水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例		
(オ) 主な事務の内容 及び実績(2020年度、2021年度)	<p>(2020年度)</p> <p>①児童福祉施設（保育所）、幼保連携型認定こども園の設置認可、一般検査を行う。 認可 2件、一般検査 51件 ②地域型保育事業の一般検査を行う。 一般検査 29件 ③認可外保育施設の立入調査を行う。 立入調査 20件</p>		<p>(2021年度)</p> <p>①児童福祉施設（保育所）幼保連携型認定こども園の設置認可、一般検査を行う。 認可 3件、一般検査 51件 ②地域型保育事業の一般検査を行う。 一般検査 30件 ③認可外保育施設の立入調査を行う。 立入調査 40件</p>
(カ) 事務フロー	<p><保育所、幼保連携型認定こども園の認可></p> <pre> 事前協議 ↓ 認可申請 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 社会福祉審議会での意見聴取 ↓ 認可 </pre>		<p>計画的な一般検査・立入調査の実施 (一般検査・立入調査→結果通知→改善報告書の提出(注)) ※要確認事項がある場合 ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (監査→勧告→改善報告書の提出)</p> <p>(注) 認可外保育施設の場合には、「基準を満たす旨の証明書の交付」あり</p>
(キ) 想条例制定時に想定した効果	<p>①迅速化</p> <p>移行前は、市で形式的な審査（記載漏れチェック、添付書類の確認）をした後に、県で書類審査と図面をチェックし、認可要件に適合するかを審査しており、認可まで2か月程度要していたが、移行後は市で認可できるようになるため、県への送達や二重の審査の省略が図られ、認可までの期間が1週間程度短縮できる見込みである。</p>		

(ク) 実際の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速化 県への進達や県、市の二重の審査の省略が図られ、認可までの期間が1週間程度短縮できた。 ・指導監査を行うことで、保育提供現場の実態を確認できるようになった。また、その情報を基に、是正を要する箇所への対応を指導することが可能となつた。
(ケ) 市民・事業者の声	事業者から「指導監査の所管が県から市へ移ったことで、以前よりも質問等をしやすくなった」との声が聞かれた。
(コ) 課題(現状)及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・認可事務は、年間を通じても件数が少ないため、今後も慎重な審査を行い適正な認可を行いたい。 ・指導内容の公平性を保ちつつ、各施設の現状に応じたきめ細やかな指導監査を行うことが求められるため、より効果的な指導監査を実施できるよう検討を進めしていく。

事務名 特別養護老人ホーム等の設置、指導監査

(ア) 分野	民生	(イ) 担当課	福祉部 高齢福祉課 福祉部 福祉指導課
(ウ) 関係法令	老人福祉法、社会福祉法、介護保険法		
(エ) 制定した条例	水戸市養護老人ホーム基準条例 水戸市特別養護老人ホーム基準条例 水戸市軽費老人ホーム基準条例		
(オ) 主な事務の内容及び実績(2020年度、2021年度)	(2020年度) ①養護老人ホームの認可を行う。 0件 ②特別養護老人ホームの認可、一般検査を行う。 ・認可 3件、一般検査 9件 ③軽費老人ホームの許可を行う。 0件 ④有料老人ホームの設置届の受理を行う。 1件 ⑤有料老人ホームの事業開始届の受理を行なう。 0件 ⑥有料老人ホームの定期報告の受理を行う。 25件 ⑦サービス付き高齢者向け住宅の定期報告の受理を行う。 33件	(2021年度) ①養護老人ホームの認可を行う。 0件 ②特別養護老人ホームの認可、一般検査を行う。 ・認可 0件、一般検査 10件 ③軽費老人ホームの許可、一般検査を行う。 ・許可 0件、一般検査 4件 ④有料老人ホームの設置届の受理を行う。 0件 ⑤有料老人ホームの事業開始届の受理を行う。 2件 ⑥有料老人ホームの定期報告の受理を行う。 26件 ⑦サービス付き高齢者向け住宅の定期報告の受理を行う。 32件	
(カ) 事務フロー	<養護老人ホーム等の認可> 事前相談 ↓ 申請受理 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 認可 ↓ 認可書交付	計画的な一般検査の実施 (一般検査→結果通知→改善報告書の提出) ※要確認事項がある場合 ↓ 確認検査、特別検査の実施及び行政上の措置	
(キ) 想条例制定時に想定した効果	①事務の軽減 これまで、事業者は認可申請書類を県提出資料及び市提出資料の2部を作成し、県と市の担当部署へ提出していたが、市への提出資料のみの作成及び提出となり、事業所の事務が軽減される。		

(ク) 実際の効果	①事務の軽減 事業者は市提出資料のみの作成及び提出となり、事務が軽減された。 ②適切な施設運営 指導監査を行うことで、現場でのサービス提供の実態を確認できるようになり、適切な施設運営へつなげることができた。
(ケ) 市民・事業者の声	事業者からは「定期的に指導してもらうことで施設運営の見直しや改善の機会となる」との声が聞かれた。
(コ) 課題(現状)及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・法令及び制度の解釈等に関する技術的水準の向上が課題であり、事業者等からの問い合わせに迅速かつ丁寧に対応できる体制づくりを図っていく。 ・介護サービス事業の運営指導と組み合わせた指導監査となるため、より効果的かつ効率的に実施できるよう検討していく必要がある。

事務名 指定居宅サービス事業者等の指定、実地指導

(ア) 分野	民生	(イ) 担当課	福祉部 介護保険課 福祉部 福祉指導課
(ウ) 関係法令	介護保険法		
(エ) 制定した条例	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例 水戸市介護老人保健施設基準条例 水戸市介護医療院基準条例		
(オ) 主な事務の内容 及び実績(2020年度、2021年度)	(2020年度) ①指定居宅サービス事業所の指定、実地指導等を行う。 ・指定 18件、更新 78件 ・実地指導 78件 ②指定介護予防サービス事業所の指定、実地指導等を行う。 ・指定 11件、更新 16件 ・実地指導 35件 ③指定介護老人福祉施設の指定、実地指導等を行う。 ・指定 2件、更新 10件 ・実地指導 9件 ④指定介護老人保健施設の指定、実地指導等を行う。 ・指定 0件、更新 6件 ・実地指導 0件 ⑤①～④の事業所・施設に係る変更届等 ・変更 376件、加算届 60件 ⑥人員、設備及び運営に関する基準等を定めた市の条例を改正する。(上記条例)	(2021年度) ①指定居宅サービス事業所の指定、実地指導等を行う。 ・指定 17件、更新 29件 ・実地指導 168件 ②指定介護予防サービス事業所の指定、実地指導等を行う。 ・指定 10件、更新 9件 ・実地指導 60件 ③指定介護老人福祉施設の指定、実地指導等を行う。 ・指定 0件、更新 3件 ・実地指導 13件 ④指定介護老人保健施設の指定、実地指導等を行う。 ・指定 1件、更新 0件 ・実地指導 3件 ⑤①～④の事業所・施設に係る変更届等 ・変更 491件、加算届 283件	
(カ) 事務フロー	<pre> graph TD A[事前相談] --> B[申請受付] B --> C[書類審査及び現地確認] C --> D[指定の決定] D --> E[事業所への通知] E --> F[集団指導の実施] F --> G[計画的な実地指導の実施 (実地指導→結果通知→改善報告書の提出)] G --> H[※要確認事項がある場合] H --> I[監査の実施及び行政上の措置 (監査→勧告→改善報告書の提出)] </pre>		
(キ) 想条例制定時に想定した効果	移行前は、介護保険サービス事業所ごとに指定・監督権のある県や市に申請・届出を提出してもらっていたが、市内全ての介護保険サービス事業所の指定・監督権が市に移行することにより、申請・届出の窓口が市に一元化される。		

(ク) 実際の効果	<p>・市内全ての介護サービス事業所の指定・監督権が市に移行することにより、申請・届出の窓口が市に一元化された。</p> <p>・実地指導を実施し、サービス提供の実態を確認できるようになった。また、これまで指定介護サービス事業等については、県が6年に1回の頻度で実地指導を実施していたが、本市では3年に1回の頻度で実施することとしたため、制度についての理解不足や解釈相違等による運営基準違反を是正する機会が早まった。</p>
(ケ) 市民・事業者の声	事業所から「窓口が一本化され、県と市のどちらに手続きを行えばいいのか迷わずにするんだ。」「市役所に用事があったときに、ついでに手続きができる。」「制度改正の内容等について説明してもらえたので助かった」との声が聞かれた。
(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み	<p>・指定・監督する介護サービスの種類が増えたことによる、介護サービスごとの法、制度の解釈等に対する職員の理解度の深化が課題であり、事業所への対応事例の積上げと職員間の共有を図ること等で、対応力の向上を図っていく。</p> <p>・実地指導及び集団指導の実施と併せて、事業者向けの各種注意喚起情報の発信を充実させていくなど、事業者が自主改善に取り組み易くなる環境を整えていく必要がある。</p>

事務名 指定障害福祉サービス事業者等の指定、実地指導

(ア) 分野	民生	(イ) 担当課 福祉部 障害福祉課 福祉部 福祉指導課
(ウ) 関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法	
(エ) 制定した条例	水戸市障害福祉サービス事業基準条例 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例 水戸市障害者支援施設基準条例 水戸市指定障害者支援施設等基準条例 水戸市地域活動支援センター基準条例 水戸市福祉ホーム基準条例 水戸市指定通所支援事業等基準条例	
(オ) 主な事務の内容 及び実績（2020年度、2021年度）	<p>(2020年度)</p> <p>①指定障害福祉サービス事業者等の指定、実地指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定 465 件（新規42、変更366、廃止12、休止4、更新41） ・実地指導 69件 <p>②市の条例で人員、設備及び運営等に関する基準等を定める。（上記条例）</p> <p>③総量規制の対象となるサービスのうち、定員数が市の障害福祉計画に基づく計画値を超えるサービスについて、総量規制を実施した。</p>	<p>(2021年度)</p> <p>①指定障害福祉サービス事業者等の指定、実地指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定 445 件（新規34、変更349、廃止15、休止11、更新36） ・実地指導 122件 <p>②総量規制の例外的な取り扱いについて市の取り扱いを明確にし、市が必要と認めたサービスを提供する事業者については、例外的に指定を行うこととした。</p>
(カ) 事務フロー	<p><指定障害福祉サービス事業者等の指定></p> <pre> 事前相談 ↓ 申請受理 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 指定 </pre>	<p>計画的な一般検査・実地指導の実施 (一般検査・実地指導→結果通知→改善報告書の提出)</p> <p>※要確認事項がある場合</p> <pre> ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (監査→勧告→改善報告書の提出) </pre>
(キ) 想条例制定時に想定した効果	非常災害対策、成年後見制度の活用支援、口腔衛生の確保等、市独自の基準を規定し、よりきめ細かな福祉サービスの提供を可能とする。	

(ク) 実際の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自の基準の周知が進み、指定障害福祉サービス事業者等の提供するサービスの質の向上が図れた。 ・指導監査を実施し、サービス提供の実態を確認できるようになった。また、その情報を基に、各種届出状況と実際の運営状況との差異等を是正することが可能となった。
(ケ) 市民・事業者の声	事業者から、「事業者と指定権者との距離が近くなり、運営の相談等が行いやすくなった」、「運営基準において人員配置等の解釈に悩むことが多いため、細かく説明してもらえると助かる」等の声が聞かれた。
(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み	<p>①基準の取扱いや解釈が県と異なることがあり、対応に苦慮することがある。基準の取扱い等に疑義が生じる場合は県とも連携をとり、統一した見解で事務を行いたい。</p> <p>②利用者の高齢化が進んだ際に、利用者のサービスの選択に支障が生じないように、総量規制の実施について検討を行っていきたい。</p> <p>③実地指導だけではなく、集団指導の実施や各種注意喚起情報の発信などにより、事業者が自主改善に取り組み易くなる環境を整えていく必要がある。</p>

事務名 保護施設の設置認可、指導監査、指定医療・介護機関等の指定、指導

(ア) 分野	民生	(イ) 担当課 福祉部 生活福祉課 福祉部 福祉指導課
(ウ) 関係法令	生活保護法	
(エ) 制定した条例	水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例	
(オ) 主な事務の内容 及び実績（2020年度、2021年度）	<p>(2020年度)</p> <p>①保護施設の設置認可を行う。 ・認可 0施設</p> <p>②生活保護受給者が利用できる指定医療・介護機関の指定、指導監査を行う。 ・指定医療機関指定 144件 ・指定介護機関指定 39件 ・指定医療機関指導監査 0件 ・指定介護機関指導監査 0件 ・指定医療機関・介護機関への一般指導として市HPにて生活保護における医療扶助についてを公開し周知している。</p> <p>③市の条例で設備及び運営に関する基準を定める。</p>	<p>(2021年度)</p> <p>①保護施設の設置認可、一般検査を行う。 ・認可 0施設 ・一般検査 1件</p> <p>②生活保護受給者が利用できる指定医療・介護機関の指定、指導監査を行う。 ・指定医療機関指定 152件 ・指定介護機関指定 28件 ・指定医療機関指導監査 0件 ・指定介護機関指導監査 0件 ・指定医療機関・介護機関への一般指導として市HPにて生活保護における医療扶助、介護扶助についてを公開し周知している。</p>
(カ) 事務フロー	<p><保護施設の設置認可></p> <pre> 申請受付 ↓ 保護施設に係る協議 ↓ 審査 ↓ 認可 </pre>	<p>計画的な一般検査の実施 (一般検査→結果通知→改善報告書の提出) ※要確認事項がある場合</p> <pre> ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (監査→勧告→改善報告書の提出) </pre>
(キ) 想条例制定時に想定した効果	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 保護施設について、市の条例で設備、運営の基準を定める。 基準省令に加え、地域の実情に応じて独自に規定したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な事業者の排除 ・住民への説明 ・勤務体制の記録 ・事故防止対策 ・事故発生時の対応 ・口腔衛生の確保 ・成年後見制度の活用の支援 ・身体拘束等を行う場合の利用者、家族への説明 ・医療保護施設の運営 ・社会福祉法に基づく授産施設の規模、設備の基準、職員の配置基準、工賃の支払、自立指導、衛生管理等 	

(ク) 実際の効果	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 保護施設の設置認可申請は行われなかったが、令和3年度に保護施設の指導監査を実施し、施設運営及びサービス提供の実態を確認できた。</p>
(ケ) 市民・事業者の声	指導監査の実施を受け、「適切な施設運営のため、今後とも指導をお願いしたい」との声が聞かれた。
(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関・介護機関に対する指導監査について、令和2年度及び3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、未実施である。基本的には毎年度医療機関・介護機関を選定して実施しなければならないため、指導の実施及び課題の把握が先決である。 ・指導対象施設が1箇所であり効果的な指導等が行えているかどうかの比較対象がないことから、場当たり的な指導にならないように検査態勢を整えていく必要がある。

事務名　社会福祉審議会の設置

(ア) 分野	民生	(イ) 担当課	福祉部 福祉総務課
(ウ) 関係法令	社会福祉法		
(エ) 制定した条例	水戸市社会福祉審議会条例		
(オ) 主な事務の内容及び実績(2020年度, 2021年度)	(2020年度) ・全体会 1回 ・民生委員審査専門分科会 4回 ・障害福祉専門分科会 2回 ・障害福祉専門分科会審査部会 6回 ・高齢福祉専門分科会 5回 ・児童福祉専門分科会 2回 ・地域福祉専門分科会 1回	(2021年度) ・全体会 1回 ・民生委員審査専門分科会 4回 ・障害福祉専門分科会 1回 ・障害福祉専門分科会審査部会 6回 ・高齢福祉専門分科会 1回 ・児童福祉専門分科会 2回 ・地域福祉専門分科会 1回	
(カ) 事務フロー			
(キ) 想条例制定時に想定した効果	<p>①本市の実情に応じたきめ細かな審議 本市の実情に合わせた専門分科会を設置することにより、具体的な課題解決に向けた審議を行うことができる。</p> <p>本市では、社会福祉法により必置とされている民生委員審査専門分科会及び障害福祉専門分科会とあわせ、高齢福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、地域福祉専門分科会を設置している。</p> <p>②効率的な審議会の運営 既存の審議会を整理することにより、効率的で質の高い審議会運営をすることができる。また、社会福祉審議会（全体会）を通じ、各専門分科会の横の連携を図ることができる。</p>		

(ク) 実際の効果	<p>①本市の実情に応じたきめ細かな審議 本市では、市内の学識経験者、各種団体代表、市議会議員から、社会福祉審議会委員25名及び臨時委員60名を任命し、上記の5専門分科会において、地域の実情に応じたきめ細かな審議を行った。</p> <p>②効率的な審議会の運営 各専門分科会の役割が明確化し、これまで以上に効率的で質の高い審議会運営を行うことができた。また、社会福祉審議会（全体会）を1回開催し、各専門分科会での審議内容等について、委員の間で分野を超えた共通理解を図ることができた。</p>
(ケ) 市民・事業者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行を機に、新たに公募委員を設けた専門分科会もあり、市民の声がより反映されるようになった。 ・社会福祉審議会（全体会）が開催されることにより、他の専門分科会での審議内容が分かるようになり、自身が参加する専門分科会での審議に生かすことができる。
(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み	<p>社会福祉審議会（全体会）について、議題のメインが前年度の事業報告及び当該年度の会議予定となっており、審議事項が少ないため、全体会の位置付けがいまいち曖昧である。全体会の役割について委員への理解を進めるとともに、委員長・副委員長と会議の進め方や当日の議題について、改めて協議する必要がある。</p>

事務名 ばい煙発生施設等の届出、指導、大気汚染状況の常時監視

(ア) 分野	環境	(イ) 担当課	生活環境部 環境保全課
(ウ) 関係法令	大気汚染防止法		
(エ) 制定した条例	—		
(オ) 主な事務の内容 及び実績（2020年度、2021年度）	<p>(2020年度)</p> <p>①ばい煙発生施設、粉じん発生施設等の設置届出の受理、立入検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出受理 25件 ・立入検査 22件 <p>②特定粉じん排出等作業の実施届出の受理、現場確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出受理 9件 <p>③大気汚染状況を常時監視し、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視業務（一般大気測定局2か所、自動車排ガス測定局1か所） 	<p>(2021年度)</p> <p>①ばい煙発生施設、粉じん発生施設等の設置届出の受理、立入検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出受理 8件 ・立入検査 1件 <p>②特定粉じん排出等作業の実施届出の受理、現場確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出受理 7件 <p>③大気汚染状況を常時監視し、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視業務（一般大気測定局2か所、自動車排ガス測定局1か所） 	
(カ) 事務フロー	<p><ばい煙発生施設等の届出></p> <p>事前協議 ↓ 届出受理</p> <p><立入検査の流れ></p> <p>立入検査の実施の通知 ↓ 検査実施 ↓ 検査結果等の通知</p>	<p><大気汚染状況の常時監視></p> <p>機器による測定 (24時間、365日間) ↓ システムによる集計 ↓ ホームページにおいて公表</p>	
(キ) 想定した効果	<p>○一元化</p> <p>既に市に移譲されている水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の公害関係法令に関する届出に関して、窓口が一本化される。</p>		

(ク) 実際の効果	<p>○一元化 他の公害関係法令に関する届出に加え、大気汚染防止法に関しても、市で届出受理が可能となった。これまで、大気汚染防止法の対象外の施設であっても、小規模の大気汚染に係る施設に関して、水戸市公害防止条例に基づき、市に届出が必要な場合があるなど、届出先について、わかりにくいくらい部分があつたが、届出先が市に統一され、市民や事業者からの相談に対し、市が一元的に対応できるようになった。 大気汚染防止法に基づく立入検査を市で行うことができるようになったため、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法、どちらの特定施設も設置してある事業所に対し一括で効率的に立入検査を行えるようになった。</p>
(ケ) 市民・事業者の声	<p>市民及び事業者の方から、「公害苦情や届出について、まずどこに相談すればよいかが分かりやすくなった。」「各種法令に基づく届出の際、県と市どちらにも提出に訪れる必要がなくなつてありがたい。」などの声が聞かれるようになつた。</p>
(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み	<p>常時監視業務において、測定機器の老朽化が進んでおり、機器の更新が必要である。耐用年数を超過している機器も多く、修繕しようにも部品の入手が困難となっている機器もある。測定機器が高額であり、財政的に難しい部分もあるが、計画的に機器の更新を行っていく。</p>

事務名 廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可、指導等

(ア) 分野	環境	(イ) 担当課	生活環境部 廃棄物対策課	
(ウ) 関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例			
(エ) 制定した条例	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（改正）			
(オ) 主な事務の内容 及び実績（2020年度、2021年度）	(2020年度) 廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可、立入検査を行う。 事前協議 2件 業許可(更新含む) 4件 立入調査 17件	(2021年度) 廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可、立入検査を行う。 設置許可 1件 業許可(更新含む) 1件 立入調査 11件	使用済み自動車の解体業、破碎業の許可、引取り業者、フロン類回収業者の登録、立入調査を行う。 許可(更新含む) 1件 登録(更新含む) 3件 立入調査 13件	使用済み自動車の解体業、破碎業の許可、引取り業者、フロン類回収業者の登録、立入調査を行う。 許可(更新含む) 3件 登録(更新含む) 11件 立入調査 5件
(カ) 事務フロー	<pre> graph TD A[事前協議受付] --> B[事前協議] B -- "適正な処理施設が設置され、周辺地域の環境保全が十分になされるよう指導・助言を行う" --> C[完了通知] C --> D[設置許可申請受付] D -- "欠格要件該当調査等" --> E[許可審査] E -- "許可の種類により専門的知識を有する者からの意見聴取" --> F[決裁・許可] F --> G[使用前検査] G -- "処理施設の稼働前に検査を行う" --> H[合格通知書交付] H -- "許可証を交付" --> I[] </pre>			
(キ) 想条例制定時に想定した効果	<p>①一元化 これまで市では、一般廃棄物に関する不法投棄の事務を行っていたが、中核市移行により産業廃棄物の不法投棄の事務も加わることで、不法投棄の相談窓口が一本化され、市民の利便性の向上が図れる。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 産業廃棄物処理施設に対し、地域の実情を把握する市が指導監査を行うことから、市民ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながる。</p>			

(ク) 実際の効果	<p>①一元化 これまで市では、一般廃棄物に関する不法投棄の事務を行っていたが、中核市移行により産業廃棄物の不法投棄の事務も加わったことで、不法投棄の相談窓口が一本化され、市民や町内会等からの通報に対し、市が一元的に対応できるようになった。また、本市に出向された警察官が窓口となることで、警察との連携強化を図ることができた。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 産業廃棄物処理施設の立入検査や産業廃棄物の適正処理に関する相談等について、地域の実情を把握する市が指導監督を行ったことで、よりきめ細かな対応をすることができた。</p>
(ケ) 課題（現状）及び今後の取り組み	<p>廃棄物行政の組織としてのノウハウの蓄積を図るとともに、個々の職員のスキルアップに継続的に取り組んでいく必要があり、環境省が主催する研修への参加や、他自治体を交えた担当者会議などへの参加を通して、知識の習得や事例研究、意見交換を積極的に行っていく。 あわせて、上記研修会や意見交換会へ出席するための予算確保に努めていく。</p>

事務名 屋外広告物業者の登録、指導

(ア) 分野	都市計画・建設	(イ) 担当課	都市計画部 都市計画課
(ウ) 関係法令	屋外広告物法		
(エ) 制定した条例	水戸市屋外広告物条例（改正）		
(オ) 主な事務の内容 及び実績（2020年度、2021年度）	<p>（2020年度） ①市内で屋外広告業を営む場合に、屋外広告業者の登録を行う。 ・屋外広告業者登録：0件 ・特例屋外広告業者届出：204件</p>	<p>（2021年度） ①市内で屋外広告業を営む場合に、屋外広告業者の登録を行う。 ・屋外広告業者登録：1件 ・特例屋外広告業者届出：72件</p> <p>②屋外広告物講習会を開催し、規制内容、デザイン、施工などについて説明する。 ・屋外広告物講習会参加者：40人</p>	
(カ) 事務フロー	<p>＜屋外広告業登録の流れ＞ 新規</p> <pre> graph TD A[屋外広告業登録申請] --> B[登録] B --> C[登録期間満了 <更新>] D[特例届出] --> E[登録] E --> F[登録期間満了 <更新>] </pre>		
(キ) 想条例制定時に想定した効果	<p>これまで行ってきた屋外広告物の許可事務以外の業者登録事務も市が行い、違反した屋外広告業者に対する登録の取り消し命令等の監督処分も実施できることになることから、事務の一元化が図られることになる。</p> <p>これにより、良質な屋外広告業者の育成や違反広告物が表示されにくい体制が構築されることを効果として想定。</p>		

(ク) 実際の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物業者の登録によって市内で営業を行う業者をより把握できるようになった。 ・違反した場合の屋外広告業者の登録取り消し命令等の監督処分も市において行えるようになったため、事務の一元化が図られるとともに、より厳格な指導も可能となった。 ・市が屋外広告物講習会を開催することが可能になったことにより、水戸市独自の規制の周知ができた。
(ケ) 市民・事業者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・特例屋外広告業届出に関し、茨城県に登録している事業者からは「登録手数料が不要、かつ提出書類の簡素化もなされており便利だ」といった声が聞こえた。
(コ) 課題(現状)及び今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、市内には違反広告物が存在する状況である。違反屋外広告物業者の登録取り消し命令等の監督処分も市において行えるようになったことを生かし、より積極的に違反広告物の調査・指導を行うなどの取組が必要と考える。

事務名　　浄化槽の保守点検業者の登録

(ア) 分野	都市・建設	(イ) 担当課	生活環境部　衛生事業課
(ウ) 関係法令	浄化槽法		
(エ) 制定した条例	水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例		
(オ) 主な事務の内容 及び実績（2020年度、2021年度）	<p>（2020年度）</p> <p>①浄化槽保守点検業者登録関係 新規登録　　3件 更新登録　　20件 変更届出　　27件 廃業等届出　1件</p> <p>②保守点検実績報告　0業者　0件 (中核市移行前の実績で報告先が県のため)</p>	<p>（2021年度）</p> <p>①浄化槽保守点検業者登録関係 新規登録　　2件 更新登録　　15件 変更届出　　26件 廃業等届出　1件</p> <p>②保守点検実績報告　59業者　8,953件</p>	
(カ) 事務フロー	<p>①登録・更新登録申請受付（窓口または郵送） ②納入通知書を発行し、業者が金融機関で納付 ③書類審査（器具は写真により確認） ④浄化槽保守点検業者登録簿に登録・浄化槽管理士証の発行</p>		
(キ) 想条例制定時に想定した効果	<p>それまでは浄化槽に関する権限が県にあったため、苦情等で指導を行う場合は県と調整する必要があったが、市に移行したことにより直接指導できるようになる。</p>		

(ク) 実際の効果	浄化槽関係の指導について、県との調整が不要になった。
(ケ) 市民・事業者の声	水戸市及び水戸市以外の県内市町村を営業区域にしている場合は、県と市両方に登録を行う必要があり、また登録手数料も両方に支払が必要となるため、業者から負担が大きいとの意見があった。
(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み	電子申請に対応していないため、対応を検討する。

事務名 県費負担教職員の研修

(ア) 分野	教育	(イ) 担当課	総合教育研究所 教育研究課
(ウ) 関係法令	教育公務員特例法		
(エ) 制定した条例	—		
(オ) 主な事務の内容 及び実績（2020年度、2021年度）	<p>(2020年度)</p> <p>○小・中学校教諭等の初任者、2年次、3年次、中堅〔前期〕、中堅〔後期〕研修講座を実施</p> <p>○コロナウィルス感染症拡大防止のため、回数削減（オンライン研修含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者 17回→10回 ・2、3年次 各4回→各1回 ・中堅〔前期〕 7回→5回 ・中堅〔後期〕 6回→3回 	<p>(2021年度)</p> <p>○小・中学校教諭等の初任者、2年次、3年次、中堅〔前期〕、中堅〔後期〕研修講座を実施</p> <p>○コロナウィルス感染症拡大防止のため、複数回オンライン研修に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者 14回 ・2、3年次 各4回 ・中堅〔前期〕 7回 ・中堅〔後期〕 6回 	
(カ) 事務フロー	<p style="text-align: center;"><研修実施の流れ></p> <p>○年間研修計画立案・講師派遣依頼・研修会場予約</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(各研修講座実施の流れ)</p> <p style="text-align: center;">・各研修実施要項検討・決裁・各関係学校長通知</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">・研修資料作成・決裁・各受講者あて送付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">・研修実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">・対象者による研修後アンケート実施、集約</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">・研修実施係による振り返り集約</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">○次年度の年間研修計画検討</p>		
(キ) 想定した効果	<p>○水戸市教育施策大綱の具現化のために、以下の3点に係る資質を有する教師の育成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教育に対する強い使命感と情熱のもと全体に奉仕する教師 ②高い専門性を身に着け常に学び続ける教師 ③豊かな人間性や社会性を身に着け地域から信頼される教師 <p>○研修受講者に寄り添う対応</p> <p>初任者に対する指導主事の個別面談など、研修受講者の悩みや疑問に即座に寄り添える距離感での研修実施</p>		

(ク) 実際の効果	<p><初任者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開講式での集合研修 2020, 2021年度とも初任者研修開講式は集合研修として実施。どちらも教育長講話や、水戸市の教育についての説明を対面で実施したことで、初任者の職務に対する意識の向上が見られた。 ・教科別研修の実施 全5回の教科別研修を計画。2021年度は、計画した5回をオンライン研修含め全て実施。学力向上のための教科指導の基礎基本や、学習指導案作成、実施報告等を行うことで、初任者の教科指導への意識や技能の向上が見られた。また、教科別研修の4回目には、茨城大学教育学部附属小学校との連携で授業参観、附属小学校教諭を含めた意見交換等を計画。コロナ禍により集合研修としては実施できなかったが、附属小学校作成授業動画視聴や、附属小学校教諭参加のオンライン協議会などを通して、初任者の教科指導の知識や技能が向上した。 ・コンプライアンス研修及び異経験年数研修による意見交換研修の実施 弁護士によるコンプライアンス研修を実施。また、対象は初任者だけでなく、中堅〔後期〕研修も合同開催。弁護士による講話の後、中堅〔後期〕研修受講者とグループ分けし意見交換することで、経験年数の違い等による新たな気付きを得る研修となった。 <p><2・3年次></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な視点からの研修の実施 大学教授を招へいし、より専門的な視点からの研修を実施した。 <p><中堅〔前期〕・〔後期〕></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダーとしての意識の向上 中堅〔前期〕研修では、教科別研修や、道徳科・特別活動などの研修を計画・実施することで、6年次教員の指導力や専門性などの向上を図ることができた。また、校内でのミドルリーダーとしての意識が芽生え始めた。 ・学校組織マネジメント力の向上 中堅〔後期〕研修では、3回の学校組織マネジメント研修を実施し、初任者との合同研修などを経験することで、課題改善に向けた意識が向上し、積極的に学校組織をマネジメントしようとする姿が見られた。
(ケ) 課題(現状)及び今後の取り組み	全国的かつ今日的な教育課題に対応した、より実践的な研修の創設や、コロナ禍によるオンライン研修でも、受講者の学びを止めず、新たな気付きや学びが確実に得てもらえるような研修の構想、実施。

結びにかえて

ここまで水戸市中核市移行の経過とその効果検証について記述してきましたが、中核市移行により保健衛生では保健所と動物愛護センターの設置、民生行政では身体障害者手帳の交付などの事務手続きのスピードアップ、環境保全では産業廃棄物業の許可等が市で担うこととなりました。しかしながら、感染症対策に係る保健所業務を除けば、多くの市民にとって日常的に関係しない部門がほとんどです。市民との協働や県の事務をそのままコピーすることではない市独自の施策、都市のイメージアップにつきましても、具体的に目に見え、実感することができるまでには未だ時間を要するのではないかと思われます。

市民の思いとしては中核市移行後、何が変わらるのだろう。どんなメリットがあるのだろう。これらに一言で応えるのは、なかなか難しいというのが率直なところです。

ところで、つくば市が県庁所在地であったならばまた別の選択があったのかも知れませんが、同市は要件を満たしているのですが中核市に手を挙げていません。市議会で市長は中核市移行のメリットは語らず、地方交付税の不交付団体であることから財政上の裏付けが取れないことを理由として答弁しています。一方、令和4年度市政運営の所信では、科学技術都市・つくばの強みを生かし先端技術を活用したサービス社会「つくばスーパーサイエンス構想」の実現を目指すことを表明しています。

中核市において児童相談所設置は可能ですが、設置の検討については水戸市においても課題であると考えます。ただ中核市での児童相談所設置は財政問題や人材確保の困難性などの事情から、全国でも未だ金沢市、横須賀市、明石市、奈良市の4市にとどまっています。

水戸市では、県の児童相談所の配置と市の役割の中で今のところ対応できているというのが現状認識で、現時点では必要性について詰め切れていないようです。実際には新たな施設での人材確保の困難性もありますし、今後の児童虐待相談件数等の状況に注視しつつ判断するにせよ、水戸市第7次総合計画策定の中で十分検討していく必要があると考えます。

中核市移行は目的でなくあくまでも手段です。今後とも市民理解を深め、中核市制度を十分活用し、まちづくり意識の向上につなげていってほしいと考えます。

また、「いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン」が策定され、今後、地域経済の活性化、都市機能の向上、生活環境の充実を図るために連携事業が取り組されます。水戸市におかれましては、県央地域にとどまらず、県北地域を含む水戸以北の発展を視野に入れた取り組みが期待されるところです。

この報告書を作成するに当たり、水戸市行政管理課をはじめ関係部署の方々には大変お忙しい中ご協力をいただきました。ここに心からお礼を申し上げます。

連載

どうなる食・農・地域～農政記者から見た現状と課題

第5回 食料安保の行方

農政ジャーナリスト 伊本克宜



プロフィール

伊本克宜（いもと・かつよし） 農政ジャーナリスト。元日本農業新聞論説委員長（室長）。

現在、専門紙「農業協同組合新聞」客員編集委員、千葉県立農業大学校講師（農政時事講座）。

近著に『天地の防人（あめつちのさきもり）食農大転換と共創社会』（KKベストブック）、『農政記者四十年～食と農のララバイ、あるいは大震災十年とコロナ禍』（農林統計協会）。報道記者時代、1993年のガット・ウルグアイラウンド農業交渉最終合意のジュネーブ特派員。主に農政、農協問題、酪農乳業問題を担当。

仙台市出身。1955年生まれ。1978年、茨城大学卒（農業経済学専攻）。

国会での論戦を見ても、これほど食料安全保障問題が取り上げられたことはほぼ前例がない。一方で国民的な議論は低調のままだ。〈大豆ショック〉と称される米国大豆禁輸から半世紀。新たな〈フードショック〉は、ウクライナ戦争、気候危機という地球規模の大転換期の中で起きていることに注視したい。食料安保論議の行方は、地域の今後にも大きな影響を与えるかねない。

〈大豆ショック〉から50年

食料安保構築が問われる中で、ちょうど50年前の1973年の米国の大豆禁輸に伴う、いわゆる〈大豆ショック〉を振り返ってみよう。ウクライナ戦争を導火線とした今の世界食料危機にも結び付く構図があるからだ。

半世紀前、最大の火種は世界の原油供給減アラビア半島、中近東での地政学リスクが際立っていた。西側の後ろ盾を背景としたイスラエルとアラブ各国の対立が激化し、数度の戦火が噴き出す。不安定の中東、石油情勢から原油価格が高騰し、いわゆる〈オイルショック〉が世界に広がってくる。さらには投機マネーの行先は穀物市場にも流れ大豆高騰、大産地の米国は自国の供給を最優先に一時的に大豆禁輸に踏み出す〈大豆ショック〉へと連なる。

安全保障の3元連立方程式、軍事、エネルギー、食料の三要素が連動しながら、世界の政治経済を揺さぶる。それから半世紀たち2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻は、軍事、エネルギー、食料の安保三要素が再び連動しながら地球規模の政治経済を振り動かす。しかも、その振動は以前よりも増す。ロシアは戦術核で威嚇しながら、核戦争の可能性を示唆。ロシア軍の攻撃は欧州最大級のウクライナの原発にまで及び、ここでも核の脅威が現実となっている。

一方で食料問題も穀物高騰、高止まりの状況は続く。より深刻なのは紛争当事者の2国、ロシアとウクライナは世界有数の穀物輸出国ということだ。ロシアは西側の経済制裁から国際的な穀物市場から締め出され影響力が弱まっている。ウクライナは戦争が終わらない限り、安心して営農再開できる状況はない。農地にはロシア軍が埋めた地雷もある。原発をはじめ発電施設へのロシア軍のミサイル攻撃で、生活インフラにも支障が出ている。穀物輸出も安全性確保は不透明なまま。「世界のパンかご」とも称される実り豊かなウクライナ大地は、小麦、トウモロコシ、ヒマワリなどの油糧種子の生産、輸出は大きな制約を

受けているのが実態だ。

加えてウクライナ戦争の地政学リスクは、食料安保に危険信号を灯し生産資材、特に肥料原料の高騰と調達先の変更を余儀なくされる。肥料が適正価格で安定的に供給されなければ農業生産は立ち行かなくなる。こうして、より複雑な国際的リスクを伴い半世紀前の〈大豆ショック〉は〈世界フードショック〉となって再び立ちつくむ。

検証部会、5月末中間まとめ

こうした中で、カロリーベースの食料自給率4割未満の先進国最低の日本は、国家の存立基盤が問われる事態だ。NHK大河ドラマ「どうする家康」に例えれば「どうする日本農業」である。もうこれまでの安価で安定的な食料、農産物原料、肥料の輸入は見込めない。そこで、食料安保の視点が希薄だった現行基本法の見直し論議である。基本法見直しは、地域農業見直し論議ともつながる。これを契機に、元気な地域農業へ転じなければ食料安保はこれまでと同じように机上の空論になりかねない。

食料安保構築と表裏一体となる、基本法見直しへ農水省の食料・農業・農村政策審議会検証部会の今後の日程を見よう。2024年度予算概算要求ベースとなる6月の「骨太の方針」など政府方針がまとまる6月を前に、基本法見直しの「中間まとめ」を行う段取りだ。同中間まとめは、政府方針に反映される。

◇基本法検証部会・今後の日程と議題

- ・2月24日 基本理念
- ・3月14日 施策の方向（食料）
- ・3月27日 施策の方向（農業）
- ・4月14日 施策の方向（農村・環境）
- ・4月28日 基本計画
- ・5月19日 取りまとめへ議論開始
- ・5月29日 中間まとめ

つまりは、24年年明けの通常国会に提案される現行基本法改正案の大枠が6月までに示されることになる。

首相の本気度を問う

6月下旬閉会の通常国会でも、何度も〈食料安保〉の4文字が与野党論戦の焦点になった。例えば4月統一地方選挙の号砲が鳴った3月23日の参院予算委員会での論議。立憲民主党の農政論客・田名部匡代氏は「生産現場に予算をつけて体制を作らなかったら本当に手遅れになると以前も申し上げた。本当に総理は危機感をお持ちか」と迫った。

異常気象や農業者の減少など食料安全保障上のリスクを挙げ、2023年度当初予算の農林水産関連額が減ったことを問題視したのだ。言い換れば、食料危機が現実化しつつある中で、岸田文雄首相に食料安保構築の〈本気度〉を迫ったといってもいい。これに対し首相は「食料安全保障の強化は、わが国にとっても世界にとっても重要な課題だ」と応じつつ、22年末にまとめた政府の「食料安全保障強化政策大綱」に基づき穀物、飼料国产化、生産資材高騰対策に取り組んでいると、官僚が作成した答弁書を淡々と読み上げた。これでは、国民へ食料安保の重要度、大切さのメッセージが十分に伝わらない。田名部氏は「この国は食料安全保障のことを考えて本気で乗り出した。これは国民にとっての安全保障だということが予算にも表れてほしい」と締めくくったが、改めて日本農業、食料をどうするかといった政権の姿勢を国内外に発信する必要があるのは間違いない。

WBC侍ジャパンに学ぶ農業振興

ウクライナ情勢など暗いニュースが続く一方で、22年度末、3月の国内最大の明るい話題はWBCで激闘の末の侍ジャパン（侍J）世界一奪取だろう。東京都内では3月22日の新聞号外に数万人が並んだ。

そこで閑話休題。侍Jから農業界が学ぶことは何かと考えてみよう。食料安保構築へのヒントもあるはずだ。

まず、大谷翔平選手、佐々木朗希投手を生んだ岩手、村上宗隆選手の熊本をはじめ、侍Jの多くは地方出身の田園地帯で育ったということだ。選出メンバーは沖縄の3人をはじめ九州・沖縄出身者も多い。地元の盛り上がりが大きく、出身地のJA組合長らがWBC日本優勝に際し「ふるさとの誇り」などのコメントを出したほどだ。地元出身選手の世界を舞台にした大活躍は、地域に勇気、やる気、元気の3つの気をもたらした。ここは3つの気を農業県らしく米が付いた旧漢字の〈氣〉を思い浮かべたい。苦しい農業情勢が続くが、侍戦士たちの霸気を地域農業の振興に生かせないか。

次に大谷、ダルビッシュ有選手らが常に言葉にした〈笑顔〉とチームの〈団結〉だ。今、酪農は生乳需給緩和が続く。最も重要なのは需要拡大に尽きる。ここで牛乳料理を広め消

費拡大を進めるクックパッド、農水省、Jミルクに旗を振る「牛乳でスマイルプロジェクト」を一段と実践したい。国産牛乳・乳製品はおいしさと栄養で人々を笑顔、スマイルにするはずだ。さらには侍J人気を国産農畜産物、牛乳乳製品の需要拡大に生かせないか。スポンサーなどの問題はあるが、出身球団の食品・菓子メーカーなどと連携して取り組むことはできる。例えば、乳業最大手・明治はプロテインブランド「サバス」で大谷選手の健康サポートをしている。「食と健康」とスポーツは表裏一体だ。JA全農は「食と健康」の視点から、女子卓球、女子カーリングをはじめ様々なスポーツを支援。王貞治氏をけん引役に少年野球の振興も図ってきた。

最後に、侍J世界一への大きなカギは、監督、選手一体のチーム力、団結力のたまものだったという点だ。ある大きな目標を達成するには、目標に向かって邁進する団結力、チーム力が欠かせない。その意味で現在、酪農乳業界が抱える生乳需給正常化への取り組みは、業界全体の一丸となった〈チーム力〉が問われる事態なのだ。

業界天気、酪農は「土砂降り」

業界の品目ごとの天気、つまりは経営状況を見ると酪農は「土砂降り」のように先が見えないのが実態だ。需給、コストともに厳しく「八方ふさがり」とも言える。

日本政策金融公庫が担い手農業者を対象にした2022年農業景況調査結果を見ると、前年比で農業経営の良し悪しを示す景況DIはマイナス39・1。1996年の調査開始以来最低の数字に落ちこんだ。全品目でマイナスとなり、特に酪農の苦境が際立つ結果だ。

景況調査は、スーパーL資金や農業改良資金の融資先となっている担い手農業者を対象に実施。今回は1月に調査し7424件から回答を得た。回収率は32パーセント。景況DIはこれまで過剰在庫が深刻となり米価が低迷し稻作経営が悪化した2014年のマイナス33・7が最低だった。

品目別では畜産酪農の苦境が際立つ。北海道酪農がマイナス87・7、都府県酪農がマイナス84・8。養豚がマイナス74・2、肉用牛がマイナス62だった。経営悪化の最大要因は生産コストの増大だ。負担感を示す生産コストDIは農業全体でマイナス88・3。生産資材の高騰などで過去最低を記録した。畜酪は配合飼料高騰に加え、光熱費高などが直撃した。中でも深刻な酪農は生乳需給緩和の是正策として〈減産〉を推進しており、コスト高とともに生産抑制、さらには重要な副産物収入の子牛販売が振るわないトリレンマ〈三重苦〉に陥っている。都府県酪農は比較的自給飼料基盤が整う北海道に比べ、輸入に頼る配合飼料の割合が高く、経営悪化に拍車をかけている。

ロシア侵攻1年の食料危機の現状

ロシアによるウクライナ侵攻から1年、2023年度末の食と農を巡る状況は高止まりした肥料・飼料の中で、世界食料危機が長引くとの予測だ。ロシアのプーチン大統領は食料の武器化を進め、さらには地球破滅につながりかねない核戦争への脅しを繰り返している。

ウクライナ戦争に伴う日本農業への影響は、輸入に大きく依存する生産資材の価格高騰だ。

G7農相会合でも主要テーマに

食料安保は、4月下旬の宮崎での先進7カ国（G7）農相会議でも主要議題となった。日米欧の主要国にとって、大きなテーマはウクライナ問題への対処と、膨張主義を鮮明にする権威主義国家・中国への対応だ。いわば民主国家vs権威国家の国際的な対立構図がそこにはある。日米にとって具体的には露中北のロシア、中国、北朝鮮の3カ国も念頭にある。

世界的な穀物出国のロシアは、ウクライナ戦争を契機に「武器としての食料」を鮮明にしている。中国は世界的な食料危機、対米対立激化から国内自給と農畜産物備蓄に一段と力を入れる。中国による国際的な穀物買い占めや食料確保の動きは、新たな「チャイナリスク」として浮上している。

鹿児島選出の参院議員である野村哲郎農相にとって隣県の宮崎でのG7農相会合は人一倍の思い入れがある。同県は有機農業や環境負荷軽減に熱心に取り組んでいることを踏まえ、農相は「農相会合で農業の持続可能性を議論し、その成果を発出する会合を宮崎で開催するのは大変意義がある」と記者会見などでも繰り返した。

海外に日本食もPR

農相会合でのもう一つの狙いは、日本の農畜産物の輸出拡大も念頭においしく魅力的な日本食のPR、世界への発信だ。確かにG7は、海外の主要メディアでも大きく取り上げられることから、日本食PRには絶好の機会かもしれない。特に先に触れたWBSで侍J世界一の話題性もあり日本への関心、クールジャパンの注目度は高い。

日本食PRに関連し、3月下旬にはG7首脳会議開催地の広島市で、瀬戸内沿岸7県、兵庫、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛の知事らが海外メディア向けに「せとうち7サミット」を開いた。

訪日外国人のインバウンドの増加を見込み、食と観光を中心に地域の魅力を発信し誘客を狙う。欧米のG7広島サミット参加国と、中国、台湾、香港などの海外メディア19社が参観した。夕食交流会では広島県産食材を使った料理や各県の地酒など振る舞い関心を集めた。広島県が日本一を誇るレモンを使用したムースや広島県ブランド和牛は特に人気が高かった。

焦点の一つ「適正価格形成」

食料安保を「担保」するのは持続可能な農業生産の維持だ。その行きつく先は、結局のところ農業経営の安定、農業をやって一定の所得を得られるのか。食料安保論議、基本法見直しでも焦点の一つが農畜産物の「適正価格形成」、換言すれば生産費などを反映した販売価格の実現である。

実際は大手スーパーなどのバイイングパワー（買い手の力）が大きく、販売価格を低く抑え込まれてきた歴史が長い。そこで野村農相や自民党農林幹部らが関心を寄せるのが、先進事例としてフランスで機能している「エガリム法」。農業者の報酬保護のための制度だ。

ただ実際に日本農業に当てはまるかというと、そう簡単にはいかない。野村農相も国会や記者会見で、フランスと日本では農家数や作物数が違うとして「日本で適用できるかできないか、そういったところも含めて勉強中」と応じている。

フランスの適正価格形成を後押しする同法はどういった仕組みか見たい。農産物の生産コストを踏まえた適正価格成が狙いで、正式には「エガリム2法」という。その前段にあった「エガリム1法」の実効性が上がらなかつたため、制度を強化した経過がある。適正価格の形成には生産コストを明確に把握することが大前提となり、フランスでは品目ごと

に専門性の高い組織がコストの算定を担う。かつての食糧管理法（食管）時代に、生産者米価を巡り、「生産費所得補償方式」で算定した。生産費に加え所得まで補う発想で、旧農業基本法で稻作農業者の経営を支えた。その際に、コメ主産地の東北では、宮城などの農協青年部が農地をいくつかサンプリングして実際の生産費の内訳を詳細に把握し、独自の米価要求をした。つまりは生産現場の数字に裏付けされた根拠のある価格要求をしたのだ。政府管理の時代の米価ならこれもある程度通った。しかし、現在の農政は、環太平洋連携協定（TPP）を経て農業全面自由化時代に入り、価格政策ははるかに後景化し農業経営のセーフティーネット機能は収入保険制度などに様変わりした。こうした中での「適正価格形成」は実現が一段と難しいのも現実だ。

エガリム2法の前身と言えるエガリム1法は2018年に制定。2法と同様に農産物の価格決定で生産費の考慮を義務付けたが、対象は書面契約する場合だけだったため実効性が乏しかった。エガリム2法は、食品事業者と結んだ契約内容が不公平な場合などに、農業者は調停員に申し立てができる。それでも合意できない場合、「調停委員会」から契約内容の修正などが勧告される。同委員会は2法で措置され、あらゆる組織から独立して判断を下す仕組みだ。価格決定の際に考慮すべき「標準生産費」を示すのは、品目ごとに農協などの生産者団体から小売りまでの団体が一体になった組織。各団体の拠出金で運営し、専門職員が生産費を算出する。エガリム法の制定に向け、業界全体の合意形成を図るなど、重要な役割を担っている。フランスでは、複数農家で共同販売組織を作るケースが多い。こうした組織願望業者からの委託を受け、生産物の改定となる食品業者との契約交渉を代理する。

全農、適正価格へ12紙に意見広告

持続可能な農業確立のために農産物の「適正価格」が問われる中で、JA全農は3月下旬、全国6紙とブロック6紙に生産コストに考慮した適正な販売価格形成の必要性を訴える意見広告を掲載した。高騰する生産コストが農産物価格になかなか反映されない中で、価格転嫁への消費者理解を促すのが狙いだ。



農政大会（10月14日）

全国紙には3月27日付、日本農業新聞やブロック6紙には同28日付で、全面広告化、2ページの見開きワイド面とした。広告デザインは3種類。「SDGsの時代に、日本の農畜産物が持続可能な価格で売られていないのはなぜだろう」と疑問を投げかけた。また土を見つめる農業者を背景に「収穫を喜べない。こんな悲しい仕事はありますか」とのメッセージを添えた。もう一つは消費者の視点から国産消費の必要性を訴える文言を入れた。

全農は2023年度事業計画に、生産コストなどを考慮した適正価格実現を盛り込んでいる。記者会見で野口栄理事長は「消費者、実需者の理解醸成、国産農畜産物の消費拡大に向けた取り組みに今後とも力を入れていきたい」と強調している。

輸入依存脱却へ「食料安保大綱」

野村農相が「農政のターニングポイント」と強調するように、政府は2022年12月27日、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部を開き食料安全保障強化に向けた政策大綱を決めた。農政の大綱は、これまで国内農業に大きな影響を与えたTPP対策などで策定してきた。今回は国際情勢の激変を踏まえ大きな農政転換を意味する。どっぷりつかっていた輸入依存からの脱却を明記した。

まずは輸入依存の脱却に向けた構造転換策だ。通常、農政上で構造転換という場合、農地の区画整理を伴う大型化など構造改善事業とほぼ同義語で使う例が多い。典型は農工間所得均衡と自立経営農家の育成を掲げた1961年制定の旧基本法、農業基本法だ。構造改善事業を通じた稲作など土地利用型農業の規模拡大と生産性の向上、今後、食の洋風化で需要増が見込まれる畜酪、園芸など選択的拡大品目を掲げた。だが、今回の構造転換は、これまでの過度の輸入依存から国産シフトへの〈転換〉を表す。まさに野村農相が「ターニングポイント」と強調する所以だ。

大綱は輸入依存是正へ、肥料の国産化、飼料自給率向上、水田農業での畑作物本作化などに向けた対応を盛り込んだ。基盤強化本部では岸田首相から「大きな仕事を今から農水省がやる。頑張ってほしい」と激励があった。大綱の大きな狙いの一つは、食料安保構築へ毎年の十分な予算の確保だ。対策財源は毎年の予算編成の過程で同本部が「責任をもって確保する」と明記。「一時的には歳出の増加を招く」と関連対策の実施に伴う予算増を容認しつつ、「財政負担とのバランスも考慮」と財務省の論理も入れた。

「見直し」ではなく「検証」の真意

農水省は検証部会で、農政の現状と今後を「基本理念」「食料」「農業」「農村・環境」「基本計画」の順で、年明け1月から4月まで、法改正の際の基本的な文言案も示しながら議論を重ねてきた。この中で明らかになってきたのは、農相と農水官僚の温度差、熱量の違いだ。

野村農相が「農政のターニングポイント」と力説しても、実際の実務、法制度を担う事務次官、局長、審議官以下官僚らが国産シフトへやる気と政策提案の姿勢を示さない場合には、現行基本法見直しは皮相的、若干の手直しに終わってしまう。官僚は一度決めたら、変えたがらない習性を持つ。責任が問われるからだ。

現行基本法見直しは新型コロナ禍での食農構造の大変化、気候危機、ウクライナ戦争を引き金とした食料危機、特に農業生産に欠かせない生産資材の需給構造、地政学リスク顕在化など、食料・農業の地球規模のパラダイムシフト、大転換の中で〈浮上〉した。「このままでは日本農業の持続性は担保できない」との森山裕、野村哲郎氏ら自民党農林族重鎮の危機感の反映からだ。そもそも、農水官僚は、現行基本法である程度乗り切れると考えていたフシがある。しかし自民幹部が言う以上はボーズとはいえ従うしかない。そこで、食料・農業・農村審議会の新たに検証部会設置となった。基本計画をはじめ農政全般を扱う企画部会での対応も可能だったが、あえて単独の部会を新設した。集中審議との態勢を整えたとの見方もできるが、名は体を表すである。「見直し」とはせずに「検証」にとどめた。検証した結果、問題なし、あるいは課題もあるので多少の手直し程度で済ます。結果、現行基本法の根幹は変えない。2022年秋からの基本法議論を踏まえると、農水官僚のそんな思惑が透けて見える。

具体的な条文の書きぶりを議論する中でも「農業」と「農村・環境」を切り分けた。気候変動や環境調和型農業の視点から農水省は、「みどりの食料システム戦略」(みどり戦略)の具体化を進めている。農政のグリーン化をして農政転換方向を示す。

同床異夢と「食料主権」への道



先にG7で食料安保もテーマになると触れたが、食料問題を議論するときに、常に付きまとするのが「同床異夢」の4文字である。メンバーには米国のような農業大国もあれば、日本のように食料自給率4割以下の国もある。

そこでぶつかるのが食料輸出国 v s 食料輸入国の構図だ。食料安保は各国間の輸出入の安定的な担保なのか、自国の農業生産を大前提にするのかだ。そこで日本は自国農業生産を第一にした食料安保のあり方と、現状の基本法見直し論議を訴えるべきだ。

ここで世界市民運動のリーダーで『これは誰の危機か、未来は誰のものか』などの著書があるスザン・ジョージ氏の言葉を紹介したい。

（食料安全保障というだけでは不十分だ。一方、食料主権は国家だけでなく人々の主権を意味し、民主主義と、そして食料という人間存在の基礎材を自らの手で支配することを表す）

問題は単なる食料安保ではなく、食料主権をどう取り戻すかだ。現在の基本法論議はそれとは程遠い。だが、食料安保大綱で十分な予算確保の明記とともに、生産資材の国産化をはじめ「国産シフト」を掲げたことは、食料主権を目指す一歩としての道標にはなる。そこで、ある位程度のスピード感を持った食料安保構築の具体化が問われる。

個別政策の実効性に課題

現行基本法は宣言法、理念法で、実現されるべき大きな目標とその実現のための政策の方向性を規定した法律で、個別の政策の仕組みなどを規定するものではない。

「食料の安定供給の確保」「農業の持続的発展」「農村の振興」に関する「施策」の項目と方向性が列挙されているが、宣言法の性格上それだけにとどまり、政策遂行には別に個別の法律・政策が必要である。基本法の最大の特徴は、「基本計画」を5年後ごとに「食料自給率の目標」「政府が講すべき施策」について定めることとしている点だ。基本計画は、基本法の抽象的な政策方向と個別政策とをつなぐ役割をはたしており、数次にわたる策定を経て定着した。「個別の法律・政策」が、検証と検討の対象とすべきものだろう。個別の法律・政策こそが政策遂行の中核となる。「基本法自体」は、その結果と並行して改正の方向性が定められるべきだ。それが検証部会ではあべこべとなり、当初から基本法そのものの改正、正確に言えば、1999年の制定時とは環境が大きく異なるため、足らざる点を補足する「接ぎ木」的発想で、根幹を大きく変える話とはなっていない。

それには、既に多くの疑問が出ている。例えば、研究者で構成する農業問題研究学会は、政府の基本法見直し議論が相当進んだ段階の3月末に食料・農業・農村シンポジウムを開き、同法だけでなく個別政策の議論を含め、政策評価を確立すべきとの指摘が相次いだ。つまりは、基本法が掲げる理念と、関連法を含めた政策の「実効力」を区別して議論すべきというわけだ。担い手への農地集積率8割とする政府目標を例に「根拠や達成した場合の地域農業の持続可能性が不明なままの指標だったのではないか」との疑問も出た。

2015年前後の官邸主導の急進的な農政改革はその典型だろう。改革論議は食料・農業・農村政策審議会を開かず、企画部会、畜産部会など専門部会の意見も聞かず法案が提出されていく。農協改正や加工原料乳補給金等暫定措置法を廃止し酪農分野を畜産経営安定法に統合した改正畜安法などは、個別政策、関連法の検証が今こそ欠かせない。

(次回連載は「第6回 食料・農業の実態と今後の方向」)

食料安全保障強化政策大綱のポイント

資料3-1

- 本政策大綱では、令和4年度第2次補正予算で措置された食料安全保障構造転換対策を中心に、**食料安全保障の強化のための重点対策**を位置付け、継続的に実施。
- 令和5年度中の改正案の国会提出も視野に入れた**食料・農業・農村基本法の見直し**の検討結果を踏まえ、本政策大綱も必要に応じて施策の見直し。KPI（成果目標）についても隨時改善。

I 食料安全保障強化のための重点対策

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現

(1) 食料生産に不可欠な肥料、飼料等を、国内資源の活用等へ大きく転換

- 堆肥・下水汚泥資源の肥料利用拡大、堆肥等の広域流通、肥料原料の備蓄等により、肥料の国産化や安定供給を確保するための対策の実施
- 耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、養殖飼料（魚粉）の国産化の推進
- 園芸から酪農畜産、林業、水産業まで、幅広く省エネ技術の導入加速化 等

(2) 安定的な輸入と適切な備蓄と組み合わせながら、過度な海外依存からの脱却

- 水田を畑地化し、麦・大豆等の本作化の促進
- 輸入小麦に代わって、国内生産が可能な米粉の生産・利用の拡大支援
- 食品事業者における国産切替えなどの原材料の調達安定化の推進 等

2 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

(1) 農林水産業の経営への影響の緩和

- 肥料、配合飼料、燃料の高騰へ対応 ➢ 日本政策金融公庫による資金繰り支援

(2) 適正な価格形成と国民理解の醸成

- 国民理解醸成に向け情報発信 ➢ 食品ロス削減・フードバンクへの支援 等

II 新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策

1 スマート農林水産業等による成長産業化

- スマート農林水産業の展開と実装に向けたサポート体制の強化 等

2 農林水産物・食品の輸出の促進

- 2025年の輸出額2兆円目標の前倒し達成に向けて、輸出産地の形成、品目団体の認定、輸出支援プラットフォームの設立 等

3 農林水産業のグリーン化

- みどりの食料システム戦略の実現に向けて、堆肥・下水汚泥資源の使用量倍増、堆肥の広域流通、オーガニックビレッジの創出、エリートツリーの活用・国産材の安定供給 等

食料安全保障強化政策大綱

令和4年12月27日
食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

I 基本的な考え方

我が国における食料の安定供給は、国内生産の増大を図ることを基本に、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることで、その確保を図ることとしている。

しかしながら、昨今、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等に、ウクライナ情勢の緊迫化等も加わり、輸入する食品原材料や生産資材の価格高騰を招くとともに、産出国が偏り、食料以上に調達切替えが難しい化学肥料の輸出規制や、コロナ禍における国際物流の混乱などによる供給の不安定化も経験するなど、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題となっている。

これを受け、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき、

- ① 化学肥料や配合飼料、燃料・ガスの価格高騰への影響緩和対策を講ずるほか、
- ② 農産物、生産資材等の過度な輸入依存からの脱却を図るため、小麦、大豆等の本作化、米粉の利用拡大、食品原材料の国産切替え、肥料の国産化・安定供給確保、飼料の増産、化学肥料の使用低減、省エネ技術の導入等、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策

を講じているが、特に近年の急激な食料安定供給リスクの高まりに鑑みれば、食料安全保障の強化に向けた施策を継続的に講ずることにより、早期に食料安全保障の強化を実現していく必要がある。

このため、本政策大綱は、継続的に講ずべき食料安全保障の強化のために必要な対策とその目標を明らかにするものである。

また、食料安全保障の強化に向け、過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換とそれを支える国内の供給力の強化を実現するためには、農林水産業・食品産業の生産基盤が強固であることが前提となる。

このため、本政策大綱は、新しい資本主義の下、食料安全保障の強化のための対策に加え、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化についても、改めてその目標等を整理し、その実現に向けた主要施策を取りまとめたものである。

II 食料・農業・農村基本法の検証・見直しに向けた検討との関係

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号。以下「基本法」という。）は、制定から約 20 年が経過し、生産者の減少・高齢化など国内の農業・流通構造の変化に加え、世界的な食料情勢の変化や気候変動などに伴い、食料安全保障上のリスクが同法制定時には想定されなかつたレベルに達している。

このため、基本法については、本年 9 月以降、食料・農業・農村政策審議会で議論が行われるなど、その検証・見直しに向けた検討が進められているところであるが、生産者の減少・高齢化、人口減少下における国内市場の縮小など、我が国の農業が厳しい状況に置かれていることを踏まえ、令和 5 年度中の改正案の国会提出も視野に、検証・検討を加速化する。

また、食料安全保障の強化に向けた施策は、食料・農業・農村に関する政策全般の基本的な方向にも大きな影響を与えるものである。そこで、本政策大綱についても、現在進められている基本法の検証・見直しに向けた検討の結果を踏まえ、今後必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

III 食料安全保障の強化のための重点対策

1 食料安全保障構造転換対策（過度な輸入依存からの脱却に向けた構造的な課題への対応）

食料安全保障については、国内の農業生産の振興を図りながら、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせて強化していく。こうした中、農林水産物・食品の過度な輸入依存は、原産国の不作等による穀物価格の急騰や、化学肥料原料産出国の輸出規制による調達量の減少などが生じた場合に、思うような条件での輸入ができなくなるなど、平時でも食料の安定供給を脅かすリスクを高める。

他方、小麦や大豆、米粉用米を中心とする国産の農林水産物については、品質の向上が進む中で、海外調達の不安定化と相まって、活用の拡大が期待されるものがある。

飼料については、牧草、稲わら等の粗飼料を中心に国内の生産余力があり、生産する耕種農家と利用者である畜産農家との連携や広域流通の仕組み、利用者の利便を考慮した提供の在り方等を実現することにより、活用の更なる拡大が期待される。そのほか、子実用とうもろこし等の穀物等、輸入に代わる国産飼料の開発・普及などが期待されている。

また、肥料についても、国内には、堆肥や下水汚泥資源などの国内資源があり、化学肥料を代替するものとして、これらの活用が期待されるほか、環境負荷低減等の取組による使用量の低減や、国内で調達できない肥料原料の備蓄等の取組の重要性が高まっている。

このため、農林水産物・生産資材とともに、過度に輸入に依存する構造を改め、

生産資材の国内代替転換や備蓄、輸入食品原材料の国産転換等を進め、耕地利用率や農地の集積率等も向上させつつ、更なる食料の安全保障の強化を図る。

（1）生産資材の国内代替転換等

生産資材について、例えば化学肥料原料は、大半を輸入に依存しており、その安定供給に向けて肥料原料の備蓄等の重要性が増している。一方、国内には、堆肥、下水汚泥資源等の国内資源が存在しており、これらの生産資材の代替転換や化学肥料の使用低減は、環境への負荷低減にも資するなど、将来にわたって持続可能な生産への転換を実現するものとなる。その他にも、施設園芸や特用林産、漁業で使用する燃料や、電気等のエネルギー、プラスチック資源等の使用でも同様のことが言える。

また、飼料、特に牧草、稻わら等の粗飼料は、国内でもまだ生産余力がある中で、海外への依存を減らすことで、家畜の生産基盤を強靭なものにするとともに、耕畜連携により、粗飼料の生産時に、家畜排せつ物を堆肥として土壤還元することで、環境にやさしい持続的な生産システムの確立を図ることができる。

以上を踏まえ、肥料については、堆肥や下水汚泥資源等の肥料利用拡大への支援（畜産農家・下水道管理者、肥料メーカー、耕種農家などの連携や施設整備等への支援など）、土壤診断・堆肥の活用等による化学肥料の使用低減、肥料原料の備蓄に取り組む。

飼料については、稻作農家と畜産農家の連携への支援など国産飼料の供給・利用拡大等を促進する。水産業についても養殖飼料用魚粉の国産化等を推進する。

そのほか、施設園芸や畜産・酪農によるヒートポンプの省エネ技術や特用林産、水産業における省エネ技術等の導入を支援する。

（目標）

- ・ 2030年までに化学肥料の使用量の低減 ▲20%
- ・ 2030年までに、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大
(2021年：25%)
- ・ 2030年までに有機農業の取組面積 6.3万haに拡大 (2020年：2.5万ha)
- ・ 2030年までに農林水産分野の温室効果ガスの排出削減・吸収量 ▲3.5%
- ・ 2030年までに飼料作物の生産面積拡大 +32% 等

（2）輸入原材料の国産転換、海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大等

これまででは、価格やロットなどで利用しやすい輸入原材料が多く使用されていたが、近年、世界的な食料需要の増加に伴う国際的な調達競争の激化等により、平時でも思うような条件で調達できない場合が出てきている。

一方で、国内には、例えばパンや麺類等の米粉・小麦製品や、豆腐等の大穀加工品など、国産の活用・消費が見込まれるものがある。

以上を踏まえ、持続可能な食料供給の仕組みを構築するため、小麦・大豆等の国内生産の拡大や安定供給のための施設整備支援、水田の畑地化等を強力に推進するとともに、米粉の普及に向けた設備投資等を支援する。また、食品製造事業者に対して、国産原材料への切替えを促すための対策を講ずるほか、水産業についても加工原材料転換を推進する。

(目標)

- ・2030年までに2021年比で生産面積拡大
小麦+9%、大豆+16%、飼料作物+32%、米粉用米+188% 等

2 生産資材等の価格高騰等による影響緩和対策

(1) 農林水産業の経営への影響緩和

輸入原材料や生産資材の国際価格が高騰し、予断を許さない状況が続く中、すぐには最終商品の販売価格への転嫁ができるわけではないことなどから、価格高騰の影響を受ける農林漁業者に対し、その経営への影響を緩和するため、施設園芸等燃料価格高騰対策、漁業経営セーフティーネット構築事業、肥料価格高騰対策、配合飼料価格高騰対策、日本政策金融公庫による資金繰り支援等の措置を講ずる。

(2) 適正な価格形成と国民理解の醸成

生産資材の価格高騰は生産者等の経営コストの増加に直結し、最終商品の販売価格に適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させかねない。このため、生産者・食品事業者・消費者等、国民各層の理解と支持の下、生産・流通コスト等を価格に反映しやすくするための環境の整備を図る。

また、全ての消費者が、いかなる時にも食料を物理的・社会的・経済的に入手できる環境が維持されることが重要であるが、食品価格の高騰は、これに支障を与えるおそれがある。

以上を踏まえ、食料・農林水産業に対する国民理解の醸成を図るとともに、食品ロス削減の取組の強化、こども食堂等へ食品の提供を行うフードバンクや、こども宅食による食育の取組に対する支援や共食の場の提供支援等を実施し、農林水産省を中心に関係省庁が連携して価格高騰下で日常的に食料へのアクセスがしづらくなっている者への対策を実施する。

(目標)

- ・2030年度までに事業系食品ロスを2000年度比で半減(273万t)

3 各項目の主要施策

上記の対策の目標を踏まえ、必要な主要施策を次に掲げる。なお、施策実施に必要な経費の取扱いについては、毎年の予算編成過程において検討する。また、KPI（成果目標）については、進捗状況に応じて、隨時改善し、既存施策を含め施策の不断の点検と見直しを行う。

継続的に講すべき食料安全保障の強化のための対策の財源については、構造改革等を進めるものとして一時的には歳出の増加を招くものであることに鑑み、財政負担とのバランスを考慮した上で、毎年の予算編成過程で食料安定供給・農林水産業基盤強化本部が責任を持って確保するものとする。

（1）食料安全保障構造転換対策（過度な輸入依存からの脱却に向けた構造的な課題への対応）

① 生産資材の代替転換等

- －肥料の国産化・安定供給の確保（肥料原料備蓄、堆肥・下水汚泥資源等の国内資源の肥料利用拡大、国内肥料資源の肥料利用のための技術開発・実証等）
- －生産資材の使用低減（土壌診断による化学肥料の低減等の栽培体系への転換、有機農業の取組拡大、生分解性マルチ導入、肥料の利用効率の向上等に資する新品種の開発等）
- －省エネ技術の導入加速化（ヒートポンプや省力化に資する漁業用機器の導入等）
- －飼料自給率向上に向けた対応（畜産農家と耕種農家との連携、飼料生産組織の運営強化、国産稲わらの利用拡大実証、国産粗飼料の広域流通等）
- －燃料・資材の森林由来資源への転換（特用林産物の生産資材の国産化、生産施設に係る省エネ化、木質バイオマスエネルギーへの転換促進等）
- －養殖業体质強化（配合飼料の主原料である魚粉の国産化、人工種苗への転換等） 等

② 輸入原材料の国産転換、海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大等

- －食品事業者における原材料の調達安定化（国産切替えに伴う新商品開発、製造ラインの増設等）や水産加工原材料調達の平準化
- －畑作物の木作化の促進（水田畑地化等に伴い、畑作物の定着支援、実需者ニーズに対応するための低コスト生産の技術導入等）
- －国産小麦・大豆の供給力強化（作付けの団地化、ストックセンター、食品加工施設の整備等）
- －農業農村整備事業による食料安全保障の強化（水田の畑地化等）
- －米粉の利用拡大支援対策
- －海外依存度の高い品目の品種開発機能の強化 等

(2) 生産資材等の価格高騰等による影響緩和対策

① 農林水産業の経営への影響緩和

- －肥料価格高騰対策
- －配合飼料価格高騰対策
- －燃料価格高騰対策
- －特用林産物の生産資材高騰対策
- －漁業経営セーフティーネット
- －日本政策金融公庫等による資金繰り支援

等

② 適正な価格形成と国民理解の醸成

- －ニッポンフードシフト総合推進対策
- －食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策
- －消費・安全対策交付金のうち「地域での食育の推進」等

IV 新しい資本主義の下での農林水産政策の新たな展開に向けた主要施策

新しい資本主義の下、食料安全保障の強化に加え、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化（みどりの食料システム戦略の実現）を、農林水産政策の4本柱として展開することとし、そのための主要施策は次のとおり。

1 スマート農林水産業等による成長産業化

食料の安定供給のためには、国内生産を支える人と技術の確保が不可欠である。一方で、農業従事者は直近25年間で半減するなど、担い手が不足し、これを支える労働力不足も深刻化している。そのため、スマート技術等の省力化技術や、作業の外部化・機械の共同利用につながる農業支援サービス事業体等の活用により、労働力不足の解消や生産性の向上等を図り、「2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」、「2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている」等の目標を実現する。

- －スマート農林水産業の展開と、スマート農林水産業の実装に向けたサポート体制の強化（農業分野におけるスマートサポートチーム・拠点の創設、林業・水産業分野におけるデジタル戦略拠点の創設、ICTを活用した水産業のスマート化等）
- －人口減少・高齢化が進む中での「デジ活」中山間地域の取組を支援
- －アグリビジネス社、ファンドの組成等を通じ、技術・サービスの開発・提供を行うベンチャー企業への資本注入
- －日本版SBIRを通じた研究開発のシーズ創出、事業化等への支援 等

2 農林水産物・食品の輸出の促進

食料の安定供給のためには、平時に海外の需要も取り込んだ形で生産を行うことにより、不測時にも対応できる供給の基盤を確立する必要がある。我が国の人囗は減少し、日本の飲食市場の縮小が見込まれる中で、国内市場のみを想定したビジネス展開では、産業自体が縮小するおそれがある。他方、海外の飲食市場は、今後2030年に向けて50%以上の拡大（対2015年比）が見込まれており、農林漁業・食品産業の持続的な発展のためには、成長する海外市場を視野に入れる必要がある（特に、環境や食品衛生に係る海外の規制への対応は、農業生産・食品製造の持続可能性を高めることにもなる。）。そのため、国内の農林水産・食品製造業の一部を海外市場を志向する形態に転換することにより、国内の食料供給基盤の維持・強化を図り、不測時でも対応可能な供給力を確保し、農林水産業の付加価値や生産者の所得の増加につなげながら、

2025 年の輸出額 2 兆円目標の前倒しを目指しつつ、2030 年の 5 兆円目標を達成する。

- －海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の形成や G F P (農林水産物・食品輸出プロジェクト) の組織化
- －米、青果物、日本酒など 15 品目 7 団体の農林水産物・食品輸出促進団体の認定による品目ごとの売込みの強化
- －現地における輸出事業者等へのきめ細かなサポートを実施する輸出支援プラットフォームの立上げ
- －育成者権管理機関の設立等による知財の保護・強化 等

3 農林水産業のグリーン化（みどりの食料システム戦略の実現）

食料の安定供給のためには、農林水産業が自然資本を利用して営まれる産業である以上、温室効果ガスの削減、生物多様性の保全、窒素・リン等の資源循環など、環境への負荷を低減し、生産の持続可能性を高める必要がある。

一方で、昨今は、気候変動による異常気象の頻発など、環境への負荷が食料システムの持続可能性に対する脅威となりつつある。そのため、みどりの食料システム戦略に基づく取組を強力に推進することにより、2030 年までに化学肥料の使用量▲20%、堆肥・下水汚泥資源の肥料としての使用量を倍増し、肥料使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を 40%まで拡大、農林水産分野の温室効果ガスの排出削減・吸収量▲3.5%等の K P I を達成し、もって、環境負荷の少ない調達、生産、加工・流通、消費を実現し、将来にわたり持続可能な食料システムを確立する。

- －下水汚泥資源の肥料利用のための施設整備、堆肥の広域流通など、Ⅲの 3 (1) に掲げる施策
- －下水汚泥資源を利用した肥料の新たな規格の創設
- －みどりの食料システム法に基づく基本計画の全国展開
- －2030 年までに全国 200 市町村を想定したオーガニックビレッジの創出
- －消費者の選択を容易にする環境負荷低減の「取組の見える化」
- －エリートツリーの活用、非住宅・中高層建築物等における木材利用の拡大等、国産材の安定供給体制の確保 等

4 食料安全保障の強化

主要施策は、Ⅲの 3 に記載されているとおり。

公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	鈴木 博久	(代表理事)
副理事長	堀 良通	
副理事長	飯田 正美	監事 堀江 優
専務理事	千歳 益彦	監事 菅谷 毅
理事	佐川 泰弘	研究員 岡野 孝男
理事	斎藤 義則	研究員 大高 みよ
理事	菊池 正則	研究員 有賀 絵理
理事	石松 俊雄	研究員 本田 佳行
理事	今井 路江	研究員 横田 能洋
理事	清水 瑞祥	研究員 横木 裕宗

自治権いばらき

No.149 2023年5月20日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206

編集・発行人 鈴木 博久

印 刷 コトブキ印刷株式会社
水戸市千波町2398-1
TEL 029-241-1000